場名	郡町村名	区名	適用地域区分	倍数 更地	倍数 貸地	倍数 借地権	適用地域名
							北白川學區のうち、地蔵谷、重石、岩坂、中山南ケ原、修學院學區の全部
			村落地帯	900	760	140	八瀬、大原、岩倉、静市、鞍馬、花背、久多の各學區
伏見	伏見區		商業地帯	700	280	420	賃貸價格坪當り5圓以上のもの
			住宅地帯	600	300	300	賃貸價格坪當り1圓以上のもの
			村落地帯	800	640	160	賃貸價格坪當り1圓未滿のもの
		久世郡宇治町	集團地帯	800	640	160	大字宇治町、宇治鄉全部
			村落地帯	900	760	140	その他の地域
		その他の町村	村落地帯	900	760	140	淀町、村制地
		宇治郡東宇治町	〃	900	760	140	全町適用
山城田邊		相楽郡	集團地帯	900	720	180	上狛町全部、木津町大字木津、加茂町大字北、里、兎並、笠置町大字笠置
			村落地帯	900	760	140	集團地帯以外の町村全部
		綴喜郡八幡町	商業地帯	700	560	140	大字橋本字中元町、小金川
			集團村落地帯	900	760	140	その他の地域
		その他の町村	集團地帯	900	720	180	田邊町大字田邊、井手町大字井手のうち、字北玉水、南玉水
			村落地帯	900	760	140	集團地帯以外の地域全部
園部		南桑田郡亀岡町	集團地帯	1,000	800	200	安町、河原町、北町、追分、新町、旅籠町、内丸町、横町、西町、本町、紺屋町、安町村、西堅町、東堅町、柳町、矢田町、呉服町、塩屋町、荒塚、猪阪町、京町、突抜町、余部

		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	その他の村	村落地帯	900	760	140	全地域
	北桑田郡周山町	集團地帯	1,000	800	200	大字周山
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	その他の村	村落地帯	900	760	140	全地域
	船井郡園部町須知町八木町	集團地帯	1,000	800	200	園部町のうち、大字本町、上本町、新町、宮町、若松町、 須知町のうち、大字須知字新町、本町、鍋倉、狐塚、荒堀、藤ノ森、 八木町のうち、大字八木字鹿草、東久保、西町裏、杉ノ前、上野
		村落地帯	900	760	140	集團地帯を除く地域
	その他の村	村落地帯	900	760	140	全地域
京都府	福知山市	商業地帯A	800	480	320	新町通（上新町、下新町、京町）廣小路通（菱屋、上紺屋、中野）
		商業地帯B	900	540	360	朝日通（東長、西長、京）城山、アオイ通（中野、上紺屋、天田） 驛前通（東、西、南、北本町、天田）内記二、三丁目
		住宅地帯A	900	630	270	下柳、上柳、内記一、四、五、六丁目、呉服、鍛冶、裏野、菱屋、中野（商業地帯を除く）
		〃 B	1,000	700	300	下紺屋、西町、寺町、鑄物師、岡ノ上、岡ノ下、堀ノ内（内田のみ）
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	綾部市	商業地帯	1,000	700	300	大字綾部町、綾部村、本宮町
		住宅地帯	1,000	800	200	本宮村、神宮寺、井倉のうち、宮代綾中
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	何鹿郡	村落地帯	900	760	140	全地域

署名	都市区町村名	適用地域区分	借数 更地	貸地	借地權	適用地域名
	天田郡	村落地帯	900	760	140	全地域
	加佐郡	村落地帯	900	760	140	全地域（舞鶴署管内の町村を除く）
宮津	與謝郡	集團地帯	1,000	800	200	宮津町（但し、字松原、池の谷、金屋谷、鍛治、惣、濱師、皆原、山中、濱馬、獅子崎、波路打、宮村を除く） 加悦町のうち、字加悦、算所、後野、 岩瀧町のうち、字岩瀧、弓ノ木の表通り、 吉津村のうち、字文珠の辻より智恩院までの表通り
		村落地帯	900	760	140	集團地帯を除く地域
舞鶴	舞鶴市	商業地帯	900	630	270	濱、竹屋、本、平野屋、引土新、余部下、圓満寺、朝代、余部上
		住宅地帯	950	760	190	引土、森、行水、北吸、市場、溝尻、 舞鶴町のうち、商業地帯を除く地域
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	加佐郡	村落地帯	900	760	140	全地域（福知山署管内の町村を除く）
峯山	中郡峯山町	集團地帯	1,000	800	200	字呉服、浪花、富貴屋、白銀、御旅、泉、宝、織元、工、杉谷
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	その他の村	村落地帯	900	760	140	全地域
	竹野郡網野町	集團地帯	1,000	800	200	字網野213の4～223、239の4～240、866、867、875～887
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	その他の町村	村落地帯	900	760	140	全地域
	熊野郡久美濱町	集團地帯	1,000	800	200	土居町

		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	その他の村	村落地帯	900	760	140	全地域
神戸	神戸市生田區	中心地帯	800	240	560	元居留地、三宮町、元町通一～三丁目、四～六丁目、大通筋兩側、北長狹通一、二、三丁目、内鐵道線路添及び東亞ロード筋表通、加納町五丁目、榮町一、二、三丁目
		商業地帯A	700	280	420	元町通四～六丁目及び北長狹通一、二、三丁目のうち中心地帯を除く地域、元町通七丁目、榮町四～七丁目、海岸通一～四丁目、加納町三、四丁目、下山手通一、二、三丁目、花隈町、相生町二丁目全部及び三丁目表通、多聞通全部、仲町一、二丁目
		商業地帯B	600	240	360	下山手通四～六丁目、中山手通一～三丁目市電兩側、海岸通五、六丁目、辨天町、相生町のうちAを除く地域、仲町三～六丁目、楠町全部、古湊通全部
		住宅地帯	500	250	250	その他の地域
	葺合區	商業地帯	600	240	360	小野柄通五～八の市電通筋、雲井通五、六、七丁目の市電通筋、布引町三、四丁目の市電通筋、筒井町三丁目及び東雲通、八雲通、日暮通、吾妻通各一丁目の内春日野道筋並びに太安亭市場筋、濱通通、小野濱町、御幸通八丁目磯上通八丁目、八幡通五丁目、磯邊通四丁目の各町の市電通筋
		住宅地帯	500	250	250	その他の地帯
	灘區	商業地帯	600	240	360	水道筋一丁目～六丁目、倉石通一、二丁目、中原通一、二丁目、赤後町二、三丁目、辰中町一丁目、永手町四、五丁目、深田町三、四丁目、備后町二、三丁目、櫻口町二、三丁目
		住宅地帯	500	250	250	その他の地域
	須磨須磨區	商業地帯A	650	260	390	前池町、飛松町、大黒町、平田町二、三丁目表通
		〃 B	600	240	360	須磨驛前通、須磨寺町表通、西須磨公設市場、月見山公設市場

0297

署名	都市区町村名	適用地域区分	倍数 更地	倍数 貸地	倍数 借地権	適用地域名
		住宅地帯	500	250	250	その他の地域
		村落地帯	900	760	140	白川、車、多井畑、妙法寺
	垂水区（明石署管内を除く）	商業地帯	600	300	300	西垂水町廉賣市場、神田町、塩町、日向町の表通商店街
		住宅地帯A	550	280	270	塩屋町、南谷、家ノ後、天神ケ平、小谷、高尾、西ノ田、西垂水町、谷奥、高丸臨、東千鳥ケ丘、天ノ上、堂ノ内、番ケ平、東垂水町道上り、鉾子町、上ノ山、越ケ谷
		〃 B	500	250	250	その他の地域
		村落地帯	900	760	140	花谷、下畑、多聞
兵庫	兵庫区	中心地帯	800	240	560	水木通一丁目、福原町、湊町四丁目のうち新開地本通の坪當賃貸價格51圓以上のもの
		商業地帯A	700	280	420	荒田町一丁目、東山町一、二丁目のうち市場、商店街表通、湊町一、二、三四丁目のうち新開地本通全部（中心地帯に屬するものを除く）東出町三丁目西出町のうち新開地本通及び稻荷市場通、上澤通一丁目、下澤通一丁目、中道通一丁目、水木通一丁目、大開通一丁目の電車通及び表通、福原町、西上橘通一、二丁目、西橘通一、二丁目、西多聞通一、二丁目、中町西通一、二丁目、西古湊通一、二丁目
		商業地帯B	600	240	360	その他の地域
		住宅地帯	500	250	250	五宮町、楠谷町、梅元町、矢部町、湊山町、雲御所町、天王町一、二、四丁目、山王町一、二丁目、千鳥町一～四丁目、都由乃町一、二、四丁目、石井町一～五丁目、大同町一～五丁目、氷室町一、二丁目、熊野町一～五丁目、夢野町一～四丁目、菊水町一丁目及び四～十丁目、湊川町一～十丁目、平野町、吉田町二、三丁目、金平町一、二丁目のうち電車通

						りに面しない地域、 蔵夢野村、石井村、鳥原村
			村落地帯A	960	670	290	舊有馬町のうち大字有馬
			〃 B	900	760	140	舊有野町、舊有馬町のうちAを除く地域、舊山田村
長田	長田區		商業地帯	550	220	330	大塚町一丁目、長田町一、二丁目、四番町七、八丁目、五番町七、八丁目、六番町七、八丁目のうち長田神社筋、腕塚町五、六丁目、久保町五、六丁目、二葉町三、四、五、六丁目、庄田町三、四丁目、駒ケ林町一、二丁目のうち西新開地六間道筋（二葉町五丁目を除く外表地のみ適用）まる五市場、まるは市場、山吉市場、菅原市場
			住宅地帯A	340	170	170	番町、濱添通、苅藻通、西尻池町、駒榮町の裏地
			〃 B	450	230	220	その他の地域
			〃 C	400	200	200	明泉寺町、勝王寺町、重池町、天神町、大丸町、前原町、名倉町、片山町、大塚町、宮川町、西山町、池田町、蓮池町、大谷町、五位の池町、山下町、庄山町、寺池町、長田町
西宮	西宮市		商業地帯	650	390	260	甲子園口、御代開、辨天、田中町、馬場町、羽衣町のうち坪當賃貸價格4.80錢以上のもの
			住宅地帯	600	360	240	その他の地域
			村落地帯	900	760	140	下大市、上大市、上新田、中新田、鷲林寺、獅々ケ口
		武庫郡鳴尾村	住宅地帯	700	420	280	全　村
		〃良元村	商業地帯	700	420	280	寶塚、月地、湯本のうち坪當賃貸價格3.60錢以上のもの
			住宅地帯	650	450	200	その他の地域
			村落地帯	900	760	140	東蔵人、西蔵人

都市町村名	区名	適用地区	被分	倍数 更地	倍数 貸地	倍数 借地権	適用地域名
芦屋	芦屋市	商業地帯	A	650	390	260	西山町のうち商店街、大原町、船戸町、松の内町のうち商店街のみ
		〃	B	550	330	220	茶屋町、大桝町商店街の三八通りに面する地域、大桝町、公光町商店街のうち表通りに面する地域
		住宅地帯	A	600	360	240	省線以北の地域
		〃	B	550	330	220	省線以南の地域（但し、上宮川町を除く）
		〃	C	500	300	200	上宮川町
	神戸市東灘区	商業地帯	A	700	420	280	本山町のうち森市場、甲南市場
		〃	B	500	300	200	御影町十ケ坪のうち商店街
		住宅地帯	A	700	420	280	本山町のうち省線以南の地域
		〃	B	650	390	260	本山町のうち省線以北の地域、本庄町全部、御影町のうち阪急線以北の地域
		〃	C	600	360	240	魚崎町全部、御影町のうち阪急線～省線間
		〃	D	500	300	200	御影町のうち省線以南の地域、但し東明を除く
		〃	E	450	270	180	住吉町のうちFを除く全地域
		〃	F	400	240	160	御影町のうち東明、住吉町のうち、瀬川、鬼塚、塚の前、丸の後、馬場東、堰の内、塚の後、唐松、濱新田
伊丹	伊丹市	商業地帯		750	450	300	住宅、村落地帯以外の地域
		住宅地帯		800	560	240	御願塚、勘定舘、庵の前、見毛、梅ノ木町、北村のうち北畑
		村落地帯		900	760	140	昆陽、千僧、山田、新田中野、南野、池尻、寺本、野間、堀池、北村（北畑

					を除く）蔵前津
川辺郡川西町	集団地帯	900	720	180	栄根、小戸、寺畑、小花、出在家
	村落地帯	900	760	140	その他の地域
小浜村	商業地帯	750	450	300	川面字西林、山ノ上、五反田、東井ノ口、中井ノ口、西井ノ口、坂戸、鍛野裏
	村落地帯	900	760	140	その他の地域
西谷村	集団地帯	900	720	180	字切畑、長尾山
	村落地帯	900	760	140	その他の地域
その他の村	村落地帯	900	760	140	全　村
三田 有馬郡三田町 三輪町	集団地帯	850	680	170	三田町のうち、村落地帯を除く地域、 三輪町のうち、高次、三輪
	村落地帯	900	760	140	三田町のうち下深田、上深田、貴志、池尻、 三輪町のうち高次、三輪を除く地域
その他の村	村落地帯	900	760	140	全　村
尼崎 尼崎市	商業地帯A	900	450	450	昭和北通三～八丁目、昭和通一～九丁目、 昭和南通三～九丁目、建家町、神田北通一～九丁目、 神田中通一～九丁目、神田南通一～六丁目各町の表通
	〃 B	700	420	280	杭瀬字高田及び神田、宮内町、竹谷町、北竹谷町、西御園町、東御園町
	〃 C	550	330	220	A記載各町の裏通り
	住宅地帯A	900	540	360	塚口、園和、武庫之荘各住宅地
	〃 B	700	420	280	立花、武庫川、猪、上坂部、西大島、稲葉荘各住宅地
	〃 C	550	330	220	その他の地域

場名	郡町村	市区名	適用地域区分	倍数 更地	倍数 貸地	倍数 借地権	適用地域名
			村落地帯	900	760	140	新市の農村地帯
明石	明石市		商業地帯	800	480	320	錦江町、細工町、追手町、鍛治屋町、西本町、東本町、大明石町、東仲之町 櫻町、東魚町、西魚町、樽屋町、弓町、榮町、船町、西新町
			住宅地帯	1,000	700	300	その他の地域
			村落地帯	900	760	140	藤江、松江、鳥羽、和坂
	明石郡		集團地帯	1,000	800	200	大久保町のうち大窪、西條
			村落地帯	900	760	140	その他の地域
	神戸市 垂水區		村落地帯	900	760	140	全地域（但し、須磨署管内を除く）
三木	美嚢郡 三木町		集團地帯	1,200	960	240	明石町、大月町、滑原町、神有驛前（末廣町）、上町、中町、下町、新町、大宮町、前田町、榮町、丸一町、大手町、平山町、新宿町、清水町
			村落地帯	900	760	140	その他の地域
	その他村		村落地帯	900	760	140	全地域
社	加東郡 社町 小野町		集團地帯	1,200	960	240	社町のうち本町、上町、下町、田町、東條町、 小野町のうち上町、中町、下町
			村落地帯	900	760	140	集團地帯以外の地域
	その他村		〃	900	760	140	全村
	加西郡 北條町		集團地帯	1,200	960	240	北條町のうち本町、南町、御旅町、御幸町
			村落地帯	900	760	140	その他の地域
	その他村		〃	900	760	140	全村

西脇	郡町町村 可脇春 多西中 重	集團地帶	1,200	960	240	西脇町大字西脇、下戸田、 中町大字中村、安坂、鍛治屋、 重春村大字野村、和田、高田井
		村落地帶	900	760	140	その他の地域
	その他村	〃	900	760	140	全　村
加古川	加古川市	商業地帶	800	560	240	篠原町、寺家町の驛前通、本町寺家町の新舊國道筋
		住宅地帶	1,000	800	200	舊加古川町の區域
		村落地帶	900	760	140	尾上町、野口町、神野町、平岡町
	加古郡 高砂町	集團地帶	900	720	180	北本町、南本町、鍛治屋町
		村落地帶	900	760	140	その他の地域
	その他町村	村落地帶	900	760	140	全　村
	印南郡	村落地帶	900	760	140	全　町　村
姫路	姫路市	商業地帶	900	540	360	米田町、上片町、博勞町、相生町、坂元町、本町、綿町、東二階町、中二階町、西二階町、堅町、俵町、龜中内新町、西魚町、大工町、東紺屋町、西紺屋町、上白銀町、下白銀町、西塩町、新方町、十二所前町、加納町、南町、直萋町、龜井町、光源寺前町、驛前町、惠美酒町、西呉服町、東呉服町、中呉服町、豆腐町、中魚町、古二階町、元塩町、平野町、東魚町、大黒町一丁目國府寺町、西神屋町、橋元町、饒町、鍛治町、野里寺町、大野町、威徳寺町
		住宅地帶	1,100	770	330	その他の地域
		村落地帶	900	760	140	舊高岡村、舊安室村、舊荒川村、舊手柄村、舊城南村、舊砥堀村、舊英賀保村、舊津田村、舊高濱村、舊妻鹿村、舊白濱村、舊網干町のうち新在家、余子濱、興濱を除く地域、舊大津村、舊勝原村、舊余部村、舊廣畑村、舊北平野、舊上大野、舊廣峰山、三宅、龜山

0303

署名	郡市区町村名	適用地域区分	倍数 更地	倍数 貸地	倍数 借地權	適用地域名
神飾	神崎郡	一級地帯	1,200	960	240	福崎町
		二級地帯	900	760	140	その他の町村
	飾磨郡	一級地帯	1,200	960	240	花田村のうち高木のみ
		二級地帯	900	760	140	その他の地域
龍野	揖保郡	集團地帯	1,000	800	200	龍野町の内中井を除く全部、新宮町のうち新宮、斑鳩町の内鵤、御津町の内刈屋、石海村の内驛前集團地帯、神部村のうち黍田大津屋
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	宍栗郡	集團地帯	1,000	800	200	山崎町（横須を除く）
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
上郡	相生市	商業地帯	1,100	770	330	相生（壺根、千尋、鰯濱、古池を除く） 那波（龍泉を除く）陸
		住宅地帯	1,200	960	240	佐方（山ノ神、大平、新田を除く）池ノ内
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	赤穗郡 赤穗町 上郡町 坂越町	集團地帯	1,100	880	220	赤穗町のうち、中廣、加里屋、尾崎、 上郡町のうち大持（蔵免を除く） 坂越町のうち、坂越
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	その他の村制地	〃	900	760	140	全　村
	佐用郡 佐用町 平福町 三日月町 久崎町	集團地帯	1,100	880	220	佐用町のうち大字佐用、平福町のうち大字平福、 三日月町のうち大字三日月、久崎町のうち大字久崎
		村落地帯	900	760	140	その他の地域

	その他の村制地	村落地帯	900	760	410	全　村
豊岡	豊岡市	商業地帯	1,000	700	300	大字大柳通、本町、小尾崎、豊田町、番田、中町、濱茂、永井、高屋
		住宅地帯	1,100	880	220	大字野田、柳町、寿通、高雄、西花園、花園永楽、生田通、御陵通、京口、新町、旭、南本町、寺町、久保長、小田井、新屋敷、正法寺
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	城崎郡城崎町	商業地帯	1,000	800	200	大字湯島
		住宅地帯	1,100	880	220	大字今津、峠源、稗田
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	日高町	商業地帯	1,200	960	240	大字江原、日吉、宵田
		住宅地帯	1,100	880	220	大字岩中、東構、日置
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	その他村	村落地帯	900	760	140	全　村
	出石郡出石町	集團地帯	1,100	880	220	大字八木、柳、田結庄
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	その他村	村落地帯	900	760	140	全　村
香住	城崎郡	集團地帯	1,200	960	240	香住町全部、口佐津村のうち大字相谷、安木を除く地域
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	美方郡	集團地帯	1,200	960	240	浜坂町のうち大字田井、指杭、三尾を除く地域
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
和田山	朝来郡	集團地帯	1,000	800	200	和田山町、梁瀬町、生野町、竹田町、山口村

都道府県名	市区町村名	適用地区区分	倍数 更地	倍数 貸地	倍数 借地権	適用地域名
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	蓼父郡	集團地帯	1,000	800	200	八鹿町、大蔵村、廣谷町、蓼父町
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	柏原 氷上郡	集團地帯	900	720	180	柏原町、成松町、佐治町、黒井町
		村落地帯	900	760	140	その他の村
	篠山 多紀郡	集團地帯	900	720	180	篠山町
		村落地帯	900	760	140	その他の村
	洲本 洲本市	商業地帯	850	600	250	外通町、内通町
		住宅地帯	900	720	180	常盤町、築地町、紺屋町、下清水町、川傍町、炬口、宇山、小路谷、塩屋、上物部、物部、漁師町、大工町、馬場町、山下町、汐見町、細工町、水筒町船場町、上清水町、下屋敷町、幸町
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	三原郡	集團地帯	1,000	800	200	由良町のうち由良組、緒良町のうち甲、乙、湊町のうち湊組、阿萬町のうち本庄上組、本庄下組
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
	津名郡	集團地帯	1,000	800	200	佐野町佐野組、志筑町、假屋町與留麻假屋組、下田組、谷組、郡家町郡家組岩屋町、生穂町中ノ内組、大谷組、富島町机組、江井町垂井組、都志町都志組、萬才組
		村落地帯	900	760	140	その他の地域
奈良	奈良市	商業地帯	900	540	360	三條通、東向、餅飯殿、花芝、元林院、東木辻、西木辻、南市、橋本、角振

						新屋、光明院
		住宅地帯	950	670	280	商業地帯、住宅地帯を除く地域
		村落地帯	900	760	140	六條、西ノ京、尼ケ辻、佐紀、北新屋、横領、法華寺、白毫寺
	生駒郡 郡山町	商業地帯	1,000	800	200	東岡町、西岡町、嗣泉寺、矢田筋、柳町1丁目～6丁目
		住宅地帯	1,100	880	220	柳町、南郡山、本町、菊町、今井町
		村落地帯	900	760	140	商業地帯、住宅地帯を除く地域
	〃生駒町	商業地帯	950	760	190	近鐵生駒驛前表通、谷田
		住宅地帯	1,000	800	200	山崎、菜畑
		村落地帯	900	760	140	商業地帯、住宅地帯を除く地域
	山邊郡 丹波市町	集團地帯	950	760	190	丹波市町字丹波市、字三島、字川原城
		村落地帯	900	760	140	集團地帯を除く地域
	其の他の 町村	集團地帯	1,000	800	200	斑鳩町字龍田、帯解町字今市、櫟本町字櫟本、片相町字小泉、伏見町字西大寺、あやめ池、富雄村字二名
		村落地帯	900	760	140	集團地帯を除く地域
葛城	大和高田市	商業地帯	950	670	280	天神橋筋、市町三、四、本町、大國町
		住宅〃	1,000	800	200	大字高田（商業地帯を除く）三倉堂（元高田）
		村落〃	900	760	140	その他の地域
	北葛城郡 南葛城郡 高市郡 宇智郡 の町制地	集團地帯	1,000	800	200	八木町、今井町今井、高取町觀覺寺、上土佐、下土佐、王子町王子、箸尾町南、萱野、御所町、五條町、野原町野原
		村落地帯	900	760	140	その他の地域

県名	郡市区町村名	適用地域区分	倍数 更地	倍数 貸地	倍数 借地権	適用地域名
	岡上の村制地	村落地帯	900	760	140	村制地全部
三六 櫻井	磯城郡成陀郡宇陀郡町制地	集團地帯	1,100	880	220	田原本町、殿町、茶町、幸町、初瀬町初瀬街道の両側、櫻井町北本町通り、大字陀町上新、中新、下新の街道両側、榛原町元萩原、三輪町三輪、柳本町上長岡、下長岡、宇太町古市場
		村落地帯	900	760	140	其の他の地域
	磯城郡、宇陀郡、山邊郡、村制地	〃	900	760	140	村制地全部
吉野	吉野郡	集團地帯	1,000	800	200	吉野町、大淀町、下市町、上市町の町制區域内における集團をなせる地域
		村落地帯	900	760	140	其の他の地域全部
和歌山	和歌山市	商業地帯	1,000	600	400	和歌山市驛及び東和歌山驛より市電高松に至る電車道両側、ぶらくり町、北ぶらくり町 元寺町一丁目表筋、中之島天王新地歡樂街 中之島紀和町表筋、東仲間町一、二丁目の各表筋 杉の馬場の叢電車通、杉の馬場の自由市場街 石橋町自由市場街、駿河町及び萬町の市場街 田中町四、五丁目の各表筋、美園町の自由市場街 新内の歡樂街、阪和新地の歡樂街 帝國座前より吉田町に至る表筋両側 手平本通一、二、三、四、五丁目の各表筋 屋形町四、五丁目の各表筋、和歌浦明光通 新和歌浦歡樂地
		住宅地帯A	1,000	700	300	吹上

	〃	B	900	630	270	その他の地域
	村落地帯		900	760	140	舊三田村(和田、田尻) 舊紀三井寺町(紀三井寺、三葛、布引、毛見、内原) 舊木ノ本村(木ノ本、古屋、榎原) 舊貴志村(梅原、次郎丸、中、延時、土入、柴谷、中野、向) 舊楠見村(楠見中、善明寺、船所、大谷、平井、市小路、栗) 舊野崎村(北島、野崎、梶取、狐島、龍島) 舊松江村、舊鳴神村、舊四ケ郷村(有本、加納、松島、新在家) 舊雑賀崎村(雑賀崎、田野) 舊貴村のうち出水、有家、津楽 舊貴前村のうち、中島、新中島、杭瀬、南出島、北出島 西濱のうち、1,275番地以上、舊新濱村のうち、築種畑、青岸、鼠島、御前松即ち、濱1,106番地以上
		海草郡	集團地帯	1,100	880	220	加太町大字加太
			村落地帯	900	760	140	紀伊村直川村、有切村、西脇野村、東山東村、和佐村、川永村、山口村、岡崎村、西和佐村、西山東村、加太町大字深山、大川
	粉河	伊都郡 那賀郡 町制地	集團地帯	1,200	960	240	岩出町(清水、畠、高塚) 粉河町(粉河) 名手町(名手市場) 高野口町(名倉) 橋本町(小佐田、橋本、東家) 笠田町(笠田中) 妙寺町(妙寺) 九度山町(九度山) 高野町(高野山)
			村落地帯	900	760	140	集團地區以外の地域
		〃村制地	〃	900	760	140	村制地全部
	海南	海南市	商業地帯	1,100	660	440	海南市日方築通、海南市東濱
			住宅〃	1,100	770	330	海南市、船尾、黒江、名高、日方、島居、築地のうち商業地帯を除く地域
			村落地帯	900	760	140	商業地帯、住宅地帯以外の地域
		海草郡	集團〃	1,500	1,200	300	下津町大字下津

署名	郡市区町村名	適用地域区分	借数 更地	借数 貸地	借数 借地権	適用地域名
	下津町	村落地帯	900	760	140	集團地帯以外の地域
	那賀郡（東野上町外7ヶ町村）	集團〃	1,200	960	240	東野上町大字動木、下佐々、小畑、安原村大字朝日、多野、龜川村大字且來岡田、大崎村大字黒田、塩津村、椒村、中野上村、巽村大字坂井、重根
		村落〃	900	760	140	集團地帯以外の地域
	〃〃 其の他の村制地	村落〃	900	760	140	南野上村、北野上村、下神野村、加茂村、上神野村、猿川村、長谷毛原村、眞國村、志賀野村、仁義村
湯淺	有田郡湯淺町	集團地帯	1,100	880	220	大字湯淺
		村落地帯	900	760	140	集團地帯以外の地域
	箕島町	集團地帯	1,200	960	240	大字箕島、北湊
		村落〃	900	760	140	集團地帯以外の地域
	村制地	村落〃	900	760	140	保田村、宮原村、糸我村、田栖村、廣村、南廣村、津木村、藤並村、田殿村生石村、御靈村、石垣村、島屋城村、五西月村、岩倉村、城山村、五村、八幡村、安諦村
御坊	日高郡御坊町	集團〃	1,200	790	240	本町、元町、西町、東町（横町以北）、横町、元宮通、八幡筋
		村落〃	900	760	140	その他の地域
	町制地（御坊町を除く）	集團〃	1,200	960	240	由良町大字里、阿戸、畑、江ノ駒、印南町大字印南、南部町大字南北道、氣佐藤、芝
		村落〃	900	760	140	集團地帯以外の地域
	村制地	村落地帯	900	760	140	松原村、和田村、三尾村、比井崎村、忘賀村、白崎村、衣奈村、内原村、湯川村、藤田村、矢田村、野口村、丹生村、早蘇村、上南部村、船着村、川中

						村、川上村、寒川村、龍神村、上山路村、中山路村、下山路村、清川村、高城村、眞妻村、岩代村、切目村、切目川村、稲原村、名田村、塩原村
田　邊	田邊市	商業地帯	1,100	770	330	榮町、本町、北新町、今福町、福路町、南新町、湊（塔の内、地下）
		住宅〃	1,200	960	240	商業地帯、村落地帯以外の地域
		村落〃	900	760	140	神子濱、蓄芳養町
	西牟婁郡	集團〃	1,400	1,120	280	湯崎、白濱、三崎、瀬戸、綱不知、羽衣
	白濱町	村落〃	900	760	140	集團地帯以外の地域
	串本町	集團〃	1,100	880	220	村落地帯以外の地域
		村落〃	900	760	140	二色、高富、闘之川
	その他の町村	〃	900	760	140	稲成村、新庄村、中芳養村、秋津川村、下秋津村、萬呂村、三栖村、長野村、東富田村、西富田村、南富田村、北富田村、生馬村、朝來村、岩田村、市ノ瀬村、鮎川村、日置町、周參見町、潮岬村、有田村、田並村、三川村、大都河村佐本村、富里村、近野村、川添村、二川村、栗栖村、和深村、江住村、三鍋村
新　宮	新宮市	商業地帯	1,100	660	440	上本町、元鍛冶町、谷王町、馬町、別當屋敷、初之池、徐福、下本町、丹鶴町、雜賀町
		住宅〃	1,100	770	330	船町、奥山際地、堀池、取出、矢倉町、鶴ノ澤、新鍛冶町、下池、鍋倉、永山、中熊ノ地、上熊ノ地 川原、西道、下熊ノ地、相筋、三口崎
		村落〃	900	760	140	商業地帯、住宅地帯以外の地域
	東牟婁郡	集團〃	1,100	880	220	那智町大字濱ノ宮、天滿、勝浦町大字去來潟、仲野町、太地町大字太地、下里町大字下里、古座町大字中湊、高池町大字高池、西向町大字西向
		村落地帯	900	760	140	北山村、玉置口村、三里村、九重村、敷尾村、三津ノ村、本宮村、靖川村、四村、高田村、小口村、色川村、久井村、大田村、小川村、七川村、田原村

署名	郡市町村名	区名	適用地域区分	倍数 更地	倍数 貸地	倍数 借地権	適用地域名
							明神村、三尾川村、大島村 膳所町、勝浦町、太地町、下里町古座町、高池町、西向町のうち、集團地帶を除く地域
大津	大津市		商業地帶	700	420	280	御蔵町、湊町のうち京津線に面する地域 丸屋町、菱屋町、鍵屋町のうち通称中町商店街沿い
			住宅〃	900	630	270	商業地帶、住宅地帶を除く地域
			村落〃	900	760	140	石山千町、赤尾町、外畑、内畑、南郷、國分、平津、滋賀里、南滋賀、逢、山中各町
	滋賀郡		集團〃	1,100	880	220	堅田町のうち、字本堅田、今堅田
			村落〃	900	760	140	堅田町のうち、集團地帶以外の地域、その他の村
草津	栗太郡 野洲郡		集團〃	1,100	880	220	草津の内、草津、大路井、頴田町の内橋本、榊領、守山町の内、守山甲、守山乙、今宿、梅田、吉身、野洲町の内、野洲、小篠原、行畑
			村落〃	900	760	140	上記以外の地域
水口	甲賀郡		集團地帶	1,100	880	220	村落地帶を除く地域
	水口町		村落〃	900	760	140	松尾、中畑、名坂
	その他の町村		集團地帶	1,100	880	220	石部町の内大字石部、甲南町の内大字寺庄、深川市場 土山町の内大字北土山、信楽町の内大字長野
			村落〃	900	760	140	集團地帶以外の地域
近江八幡	蒲生郡		集團〃	1,000	800	200	八幡町（大字土田を除く）、日野町（村落地帶を除く）、金田村鷹飼のうち近江八幡驛前、岡山村小船木のうち八幡町接續地、中野村中野のうち農業協同組合より八日市町迄の接續地

	蒲生郡	村落	〃	900	760	140	八幡町大字土田 日野町の内大字松尾、宇中林、御霊屋、古山、里ノ内、組ノ下、中滝、佃、小中井、大字大谷、木津、河原小井口、寺尻、金田村、岡山村、中野村のうち集團地帯を除く地域、その他の村
	神崎郡	集團	〃	1,000	800	200	八日市町、建部村大字上日吉のうち八日市町接續地、能登川町のうち垣見、猪子、林の驛前商店街
		村落	〃	900	760	140	集團地帯を除く全町村
彦根	彦根市	商業地帯A		900	540	360	通稱銀座街（川原甲、土橋、芹八、芹九の各一部）
		商業地帯B		1,200	840	360	通稱一番町商店街（一番の一部）、驛前通り商店街（古湯）、上新屋敷、上藪下北納、土瓦焼、（餌指の一部）、東部商店街（橋本、川原甲の一部）
		住宅	〃	1,100	880	220	商業地帯（A）（B）村落地帯を除く地域
		村落地帯		900	760	140	舊松原、磯田、北青柳、南青柳、青波、顔浦、千本各村
	犬上郡 愛知郡	村落	〃	900	760	140	全　村
長濱	長濱市	商業地帯		1,000	600	400	伊部町、殿町、大手町、神戸町、横町、東本町、西本町、宮町、錦町、御堂前
		住宅	〃	1,100	880	220	舊長濱町の内、商業地帯を除く地域 舊神照村の内、八幡中山町、列見町、舊六荘村の内、八幡東町、平手町
		村落	〃	900	760	140	舊神照村、舊六荘村の内、住宅地帯を除く地域 舊南郷里村、舊北郷村、舊西黒田村、舊神田村
	伊香郡 北浅井郡	集團地帯		1,100	880	220	米原町大字米原、虎姫町大字五村、大字大寺、木之本町、大字木之本
	坂田郡	村落	〃	900	760	140	米原町、虎姫町、木之本町の内、集團地帯を除く地域、その他の村
今津	高島郡	集團	〃	1,200	960	240	今津町大字今津、高島町大字勝野、安曇町大字田中
		村落	〃	900	760	140	集團地帯以外の地域、その他の村

0313

山林・原野の部

大阪府

区分		山林の部			原野の部		
地名	都市区名	適用地帯	適用倍数	摘要	適用地帯	適用倍数	摘要
			倍			倍	
茨木	茨木市	全市	3,500		全市	3,500	
	吹田市	全市	4,200		全市	4,200	
	高槻市	全市	3,500		全市	3,500	
豊能	池田市	全市	3,500		全市	3,500	
	豊中市	全市	2,800		全市	2,800	
堺	堺市	全市	3,500		全市	3,500	
泉大津	泉大津市	全市	3,500		全市	3,500	
岸和田	岸和田市	全市	3,500		全市	3,500	
	貝塚市	全市	3,500		全市	3,500	
和泉佐野	和泉佐野市	全市	3,500		全市	3,500	
富田林	富田林市	全市	2,800		全市	2,800	
布施	布施市	全市	2,300		全市	2,300	
八尾	八尾市	全市	2,800		全市	2,800	
枚方	枚方市	全市	2,800		全市	2,800	
	守口市	全市	2,800		全市	2,800	
茨木	三島郡	全郡	3,500		全郡	3,500	
豊能	豊能郡	全郡	3,500		全郡	2,800	
堺、泉大津	泉北郡	全郡	3,500		全郡	3,500	
和泉佐野	泉南郡	全郡	3,500		全郡	3,500	

區分		山林の部			原野の部		
場名	郡市區名	適用地帶	適用倍數	摘要	適用地帶	適用倍數	摘要
			倍			倍	
富田林	南河內郡	全郡	2,800		全郡	2,800	
八尾、布施	中河內郡	全郡	2,800		全郡	2,800	
枚方	北河內郡	全郡	2,800		全郡	2,800	

四四

京都府

區分		山林の部			原野の部		
場名	郡市區名	適用地帶	適用倍數	摘要	適用地帶	適用倍數	摘要
			倍			倍	
上京	上京區	第一竹林地	2,800		全區	4,900	
		第二山林地	4,900				
右京	右京區	第一竹林地	2,800		全區	4,900	
		第二山林地	4,900				
東山	東山區	第一竹林地	2,800		全區	4,900	
		第二山林地	4,900				
左京	左京區	第一竹林地	2,800		全區	4,900	
		第二山林地	4,900				
		舊愛宕郡	3,900		舊愛宕郡	3,900	
伏見	伏見區	第一竹林地	2,800		全區	4,200	
		第二山林地	4,900				
福知山	福知山市	全市	4,200		全市	4,200	
	綾部市	全市	3,900		全市	3,900	

舞鶴	舞鶴市		全市	3,900	全市	3,900
山城田邊	綴喜郡		第一竹林地	2,800	全郡	3,900
			第二山林地	3,900		
	相楽郡		第一竹林地	2,800	全郡	3,900
			第二山林地	3,900		
園部	船井郡		全郡	3,900	全郡	3,900
	南桑田郡		全郡	3,900	全郡	3,900
	北桑田郡		全郡	3,900	全郡	3,900
福知山	何鹿郡		全郡	3,900	全郡	3,900
	天田郡		全郡	3,900	全郡	3,900
宮津	與謝郡		全郡	3,900	全郡	3,900
右京	乙訓郡		第一竹林地	2,800	全郡	3,900
			第二山林地	3,900		
伏見	宇治郡		第一竹林地	2,800	全郡	3,900
			第二山林地	3,900		
	久世郡		第一竹林地	2,800	全郡	3,900
			第二山林地	3,900		
福知山、舞鶴	加佐郡		全郡	3,900	全郡	3,900
峯山	中郡		全郡	3,900	全郡	3,900
	竹野郡		全郡	3,900	全郡	3,900
	熊野郡		全郡	3,900	全郡	3,900

兵庫縣

區分	郡市區名	山林の部 適用地帶	山林の部 適用倍數	山林の部 摘要	原野の部 適用地帶	原野の部 適用倍數	原野の部 摘要
			倍			倍	
神戸市大	生田區	全區	4,200		全區	5,600	
	葺合區	全區	4,200		全區	5,600	
灘	灘區	全區	4,200		全區	5,600	
兵庫	兵庫區	全區	4,200		全區	5,600	
長田	長田區	全區	4,200		全區	5,600	
須磨	須磨區	全區	4,200		全區	5,600	
須磨、明石	垂水區	全區	4,200		全區	5,600	
芦屋	東灘區	全區	4,200		全區	5,600	
西宮	西宮市	全市	4,200		全市	5,600	
芦屋	芦屋市	全市	4,200		全市	5,600	
伊丹	伊丹市	全市	4,200		全市	4,500	
尼崎	尼崎市	全市	3,500		全市	3,500	
明石	明石市	全市	4,200		全市	4,200	
姫路	姫路市	全市	4,200		全市	4,200	
上郡	相生市	全市	5,600		全市	4,200	
洲本	洲本市	全市	4,200		全市	4,200	
加古川	加古川市	全市	4,500		全市	4,500	

豊岡	豊岡市	全市	4,200	全市	3,900
西宮	武庫郡	全郡	4,200	全郡	5,600
伊丹	川邊郡	全郡	4,900	全郡	4,500
三田	有馬郡	全郡	4,900	全郡	4,900
明石	明石郡	全郡	4,500	全郡	4,500
三木	美嚢郡	全郡	4,500	全郡	4,500
社	加東郡	全郡	4,500	全郡	4,500
	加西郡	全郡	4,500	全郡	4,500
西脇	多可郡	全郡	4,200	全郡	4,200
加古川	加古郡	全郡	4,500	全郡	4,500
	印南郡	全郡	4,200	全郡	4,200
神飾	飾磨郡	全郡	4,200	全郡	4,200
	神崎郡	全郡	4,200	全郡	4,200
龍野	揖保郡	全郡	4,200	全郡	4,200
	宍粟郡	全郡	4,200	全郡	4,200
上郡	赤穂郡	全郡	4,200	全郡	4,200
	佐用郡	全郡	4,200	全郡	4,200
豊岡、香住	城崎郡	全郡	4,200	全郡	3,900
豊岡	出石郡	全郡	4,200	全郡	4,200
香住	美方郡	全郡	4,200	全郡	3,900
和田山	養父郡	全郡	4,200	全郡	4,200
	朝來郡	全郡	4,200	全郡	4,200

0319

区分			山林の部			原野の部		
署名	郡市区名		適用地帯	適用倍数	摘要	適用地帯	適用倍数	摘要
				倍			倍	
柏原	氷上郡		全郡	4,200		全郡	4,200	
御坊	多紀郡		全郡	4,200		全郡	4,200	
洲本	津名郡		全郡	4,200		全郡	4,200	
	三原郡		全郡	4,200		全郡	4,200	

奈良縣

区分			山林の部			原野の部		
署名	郡市区名		適用地帯	適用倍数	摘要	適用地帯	適用倍数	摘要
				倍			倍	
奈良	奈良市		全市	3,500		全市	3,500	
葛城	大和高田市		全市	3,500		全市	3,500	
奈良	添上郡		全郡	3,500		全郡	3,500	
	生駒郡		全郡	3,500		全郡	3,500	
奈良、櫻井	山邊郡		全郡	3,500		全郡	3,500	
葛城	高市郡		全郡	3,500		全郡	3,500	
	北葛城郡		全郡	3,500		全郡	3,500	
	南葛城郡		全郡	3,500		全郡	3,500	
	宇智郡		全郡	3,500		全郡	3,500	
櫻井	磯城郡		全郡	3,500		全郡	3,500	
	宇陀郡		全郡	4,200		全郡	4,200	
吉野	吉野郡		全郡	4,200		全郡	4,200	

和歌山縣

區分 番号	名	都市區名	山林の部 適用地帶	適用倍數	摘要	原野の部 適用地帶	適用倍數	摘要
				倍			倍	
	和歌山	和歌山市	全市	3,500		全市	3,500	
	海南	海南市	全市	3,500		全市	3,500	
	田邊	田邊市	全市	3,500		全市	3,500	
	新宮	新宮市	全市	3,500		全市	4,200	
	和歌山、海南	海草郡	全郡	3,500		全郡	3,500	
	紀河、海南	那賀郡	全郡	3,500		全郡	3,500	
	紀河	伊都郡	全郡	3,500		全郡	3,500	
	湯淺	有田郡	全郡	4,200		全郡	4,200	
	御坊	日高郡	全郡	4,200		全郡	4,200	
	田邊	西牟婁郡	全郡	4,200		全郡	4,200	
	新宮	東牟婁郡	全郡	4,200		全郡	4,200	

滋賀縣

區分 番号	名	都市區名	山林の部 適用地帶	適用倍數	摘要	原野の部 適用地帶	適用倍數	摘要
				倍			倍	
	大津	大津市	全市	4,500		全市	4,500	
	彦根	彦根市	全市	3,500		全市	3,500	

区分		山林の部				原野の部			
県名	郡市区名	適用地帯	適用倍数	摘要		適用地帯	適用倍数	摘要	
			倍				倍		
長濱	長浜市	全市	3,500			全市	3,500		
大津	滋賀郡	全郡	3,500			全郡	3,500		
草津	栗太郡	全郡	3,500			全郡	3,500		
	野洲郡	全郡	2,800			全郡	3,500		
水口	甲賀郡	全郡	3,500			全郡	3,500		
近江八幡	蒲生郡	全郡	3,500			全郡	3,500		
	神崎郡	全郡	3,500			全郡	3,500		
彦根	愛知郡	全郡	3,500			全郡	3,500		
	犬上郡	全郡	3,500			全郡	3,500		
長濱	坂田郡	全郡	3,500			全郡	3,500		
	東浅井郡	全郡	3,500			全郡	3,500		
	伊香郡	全郡	3,500			全郡	3,500		
今津	高島郡	全郡	3,500			全郡	3,500		

0322

家屋の部

凡　　例

1、この評価標準書は大阪国税局管内の税務署別に区分して集録した。

2、倍数適用についての注意事項。

イ、改正前の家屋台帳法の規定による賃貸価格にこの倍数を乗じたものをもつて評価額とする。

ロ、賃貸価格の定めてない家屋については近傍類似の賃貸価格に比準して假賃貸価格を定めて倍数を乗する。

ハ、長屋建貸家については、實情により貸家の標準倍数から三割まで斟酌した倍数によつて評価することができる。

ニ、特殊家屋（改正前の家屋台帳法による賃貸価格の調査の際、特殊家屋として取り扱つたものをいう。）の評価額はこの倍数に富裕税財產評価取扱通達に定める割合を加算した倍数をもつて評価倍数とする。

都道府県	市町村	区名	適用区分	倍数 自用家屋	倍数 貸家	適用地域名
				倍	倍	
東京	東京	区	中心地帯	650	390	宅地の中心地帯及び商業地帯Bの地域
			商業 〃	750	450	宅地の商業地帯A、C、D、Eの地域
			住宅 〃	900	540	宅地に準ずる
西	西	区	中心 〃	500	300	〃
			商業 〃	600	360	〃
			住宅 〃	650	390	〃
		港区	商業地帯	540	320	〃
			住宅地帯	510	300	〃
		大正区	商業地帯	540	320	〃
			住宅 〃	550	330	〃
南	南	区	中心地帯	650	390	〃
			商業、住宅地帯	700	420	〃
浪速	浪速	区	商業、住宅 〃	700	420	全管
天王寺	天王寺	区	商業、住宅 〃	800	480	〃
北	北	区	中心、商業地帯	700	420	宅地に準ずる
			住宅地帯	800	480	〃
大阪	福島	福島区	商業地帯	800	480	〃
			住宅 〃	750	450	〃

都市区町村名	適用地区区分	借家 自用家屋	借家 貸家	適用地域名
此花区	商業地帯	729	430	宅地に準ずる
	住宅 〃	680	400	〃
	工場 〃	640	380	〃
西淀川区	住宅地帯A	720	430	竹島町、加島町、御幣島町（東、西、中）、佃町一丁目、御幣島町
	住宅地帯B	680	400	佃町四、五丁目、千舟東、姫島町、大和田町、野里町の一部(姫里)、佃町
	住宅地帯C	640	380	佃町六、七丁目、出来島町、福町、大野町、有島町、中島町、西島町、西洲町、北西島町、
	商業、住宅地帯	800	480	その他の地域
生野区	商業地帯	780	470	宅地に準ずる
	住宅 〃	600	360	〃
東成区	商業地帯	780	470	〃
	住宅 〃	600	360	〃
旭区	商業地帯	750	450	〃
	住宅 〃	800	480	〃
都島区	商業 〃	700	420	〃
	住宅 〃	650	390	〃
城東区	商業地帯	700	420	〃
	住宅 〃	600	360	〃
阿倍野区	商業地帯	700	420	〃

		住宅地帯	800	480	〃
東住吉	東住吉區	商業 〃	750	450	〃
		住宅 〃	800	480	〃
		村落 〃	1,000	700	〃
西成	西成區	商業地帯A	700	420	〃
		商業地帯B	750	450	〃
		住宅地帯	700	420	〃
住吉	住吉區	商業地帯	780	470	〃
		住宅 〃	800	480	〃
		村落 〃	850	600	〃
淀川	大淀區	商業地帯	850	510	〃
		住宅 〃	800	480	〃
	東淀川區	商業地帯	850	510	〃
		住宅 〃	800	480	〃
		村落 〃	1,200	840	〃
茨木	吹田市	商業地帯	900	540	〃
		住宅 〃	1,000	700	〃
		村落 〃	1,200	960	〃
	高槻市	商業地帯	950	660	〃
		住宅 〃	1,000	700	〃

（宅地のB、C地帯）

道名	郡市町村区名	適用地区区分	借賃 自用家屋	借賃 貸家	備考 適用地域名
		村落地帯	1,200	960	宅地に準ずる
五六	茨木市	商業〃	950	660	〃
		住宅〃	1,000	700	〃
		村落〃	1,200	960	〃
	三島郡一級地帯	集團地帯	1,100	880	富田町、山田村、味舌村、三宅村の集團地域
		村落〃	1,200	960	同上の村落地域
	三島郡二級地帯	集團地帯	1,200	960	島本町
		村落〃	1,200	960	島銅村、味生村、豊川村、福井村、玉島村、三ケ牧村、五領村、安威村
	三島郡三級地帯	集團地帯	1,100	880	新田村
		村落〃	1,300	1,040	見山村、石河村、清溪村
	豊能池田市	商業地帯	850	590	宅地に準ずる
		住宅〃	900	630	〃
		村落〃	1,100	880	〃
	豊中市	商業地帯	850	590	〃
		住宅〃	900	630	〃
		村落〃	1,100	880	〃
	豊能郡 庄内町	住宅地帯	800	560	〃
		村落〃	1,100	880	〃

	泉能郡 箕面町	住宅地帯	900	630	〃
		村落地帯	1,100	880	〃
	泉能郡 村制地	村落地帯	1,300	1,040	〃
堺	堺 市	商業地帯A	1,000	600	堺東驛前商店街
		〃 B	1,200	720	龍神遊廓地、御陵前市場、東湊市場、大町山の舊筋、濱寺商店街
		商業地帯 住宅 〃 村落 〃	1,200	840	その他の地域
	泉北郡 村制地	村落地帯	1,200	960	宅地に準ずる
泉大津	泉大津市	商業地帯	1,000	700	〃
		住宅地帯A	1,000	700	〃
		〃 B	1,100	770	〃
		村落地帯	1,200	960	〃
	泉北郡(泉大津署管内)	住宅地帯	1,000	700	〃
		集團 〃	1,100	880	〃
		村落 〃	1,200	960	〃
岸和田	岸和田市	商業地帯	800	560	〃
		住宅 〃	1,000	700	〃
		村落 〃	1,200	960	〃
	貝塚市	商業地帯	850	590	〃
		住宅 〃	1,000	700	〃
		村落 〃	1,100	880	〃

地名	市区町村名	適用地域区分	価格 自用家屋	価格 貸家	適用地域名
和泉佐野	和泉佐野市	商業地帯	900	630	宅地に準ずる
〃	〃	住宅 〃	1,000	700	〃
〃	〃	村落 〃	1,200	960	〃
〃	泉南郡	集団 〃	1,000	800	〃
〃	〃	村落 〃	1,200	960	〃
富田林	富田林市	商業地帯	1,200	840	〃
〃	〃	住宅 〃	1,200	840	〃
〃	〃	村落 〃	1,300	1,040	〃
〃	南河内郡長野町	集団地帯	1,200	960	〃
〃	〃	村落 〃	1,300	1,040	〃
〃	〃登美丘町	集団地帯	1,200	960	〃
〃	〃	村落 〃	1,300	1,040	〃
〃	〃古市町	集団地帯	1,200	960	〃
〃	〃	村落 〃	1,300	1,040	〃
〃	〃藤井寺町	集団 〃	1,200	960	〃
〃	〃	村落 〃	1,300	1,040	〃
〃	〃國分町	集団 〃	1,200	960	〃
〃	〃	村落 〃	1,300	1,040	〃

	その他の村部地	村落	〃 1,300	1,040	〃
布施布施市		商業地帯	750	450	〃
		住宅	〃 900	540	〃
		村落	〃 1,000	700	〃
	中河内郡	集団地帯	1,000	700	興町全部
		村落	〃 1,200	960	その他の地域
八尾八尾市		商業地帯	900	630	宅地に準ずる
		住宅	〃 950	660	〃
		村落	〃 1,000	800	〃
	中河内郡柏原町	集団地帯	1,000	800	〃
		村落	〃 1,200	960	〃
	〃 天美村	集団	〃 1,000	800	〃
		村落	〃 1,100	880	〃
	〃 加美村	商業地帯	900	630	〃
		住宅	〃 1,000	800	〃
		村落	〃 1,100	880	〃
	〃 松原町	集団	〃 1,000	800	〃
		村落	〃 1,100	880	〃
	〃 矢田村	集団地帯	1,000	800	〃
		村落	〃 1,100	880	〃

郡名	郡市区町村名	適用地域区分	倍数 自用家屋	倍数 貸家	適用地域名
	その他の村制地	村落地帯	1,100	880	宅地に準ずる
六〇 枚方	枚方市	商業地帯	1,300	910	〃
		住宅 〃	1,100	770	〃
		村落 〃	1,200	960	〃
	守口市	商業地帯	1,000	600	〃
		住宅 〃	900	630	〃
		村落 〃	1,100	880	〃
	北河内郡	集團地帯	1,300	910	〃
		村落 〃	1,300	1,040	〃
上京	上京區	商業地帯	650	390	宅地の商業地帯A、B、Cに属する地域
		住宅地帯A	700	420	商業地帯を除く舊市内（北大路線より南、西大路線より東の地域）、新市内のうち紫野字東町
		住宅地帯B	750	450	村落地帯を除く新市内（但し紫野字東町を除く）
		村落地帯A	900	630	上賀茂、大宮、鷹峰の全部
		村落地帯B	1,300	910	中川、小野郷、雲ヶ畑の全部
中京	中京區	中心地帯A	550	330	立誠學區中之町のうち、新京極通錦一四條間、新京極通錦一寺町間
		中心地帯B	600	360	河原町通一新京極間、三條通一四條通間の地域（但しAの地域を除く）
		商業地帯	650	390	中心地帯、住宅地帯を除く地域

	住宅地帯A	700	420	壬生、葛葉里、西ノ京のうち住宅地帯Bを除く地域
	住宅地帯B	750	450	西ノ京のうち西大路通（西側を含む）以西
下京下京区	中心地帯	600	360	宅地の中心地帯A、Bに属する地域
	商業地帯	650	390	宅地の商業地帯に属する地域
	住宅地帯A	750	450	宅地の住宅地帯に属する地域（但しBに属する地域を除く）
	住宅地帯B	850	510	大内學區のうち　分木町、貴蔵町、栗田町、八條、四ツ塚町、八條寺之内町、八條源町、八條内田町 崇仁學區のうち　島形町、東之町、西之町 吉祥院學區のうち　西ノ庄門口町、東屋敷町、西浦町、淵部西町、堀之町、猪ノ鼻場町、吉祥院清水町、中島町、井ノ口町、車道町、舩戸町、定成町、落合町、八反田町 七條學區　陶化學區の全部 九條學區　（但し西九條戎光寺町、西九條小寺町、西九條横町、西九條藤ノ木町、西九條猪熊町、西九條針小路町を除く。）
	村落地帯	1,000	700	宅地の村落地帯に属する地域
右京右京区	商業地帯	800	480	宅地の適用地域に同じ
	住宅地帯	900	540	〃
	村落地帯	1,000	700	〃
六一	山村地帯	1,300	910	〃
乙訓郡	住宅地帯	1,000	800	〃
	村落地帯	1,100	880	〃
東山東山区	商業地帯A	600	360	頴栄學區及び新道學區のうち宅地の賃貸価格坪當20圓以上の地域

署名	郡町	市村	区名	適用地域区分	倍数 自用家屋	倍数 貸家	適用地域名
				商業地帯B	650	390	栗田學區、有濟學區、彌榮學區（但しAを除く） 新道學區(但しAを除く)、安井學區、大原學區、貞敎學區、修道學學（但し池田町家屋番號52～57　山ノ內町家屋番號15　上馬町家屋番號17～36を除く)、一橋學區のうち內本町八丁目家屋番號1，1の2，1の3，2～10，16，22，82～93，95～97
				住宅地帯A	750	450	商業地帯を除く舊市內一圓 山科學區のうち上野、御所ノ內町、竹鼻、竹ノ街道町の宅地の賃貸價格坪當1圓80錢以上の地域
				〃　B	900	540	山科學區のうち住宅地帯Aを除く宅地の賃貸價格坪當1圓20錢以上の地域
				村落地帯	1,000	700	山科學區のうち住宅地帯を除く地域
左京	左京	區		商業地帯A	650	390	商業地帯B、C、住宅地帯、村落地帯を除く地域
				〃　B	750	450	淨樂學區、錦林東山學區（南禪寺のうち、C地帯を除く）下鴨學區、葵學區、養正學區、養德學區、松ケ崎學區のうち呼返町、村ケ內町、北白川學區、（住宅地帯を除く）
				商業地帯C	800	480	岡崎學區のうち法勝寺町、家屋番號 41～47，49、錦林東山學區のうち南禪寺草川町、家屋番號1，2，46，50，53～59，67，南禪寺福地町、家屋番號 1～5，10，11，25，26，南禪寺下河原町、家屋番號 31，32，36～38，41～47，50，51，57，59
				住宅地帯	900	540	松ケ崎學區のうち　呼返町、村ケ內町を除く地域 北白川學區のうち　地蔵谷、重石、岩坂中山、南ケ原、修學院學區全部
				村落地帯A	1,000	700	八瀬、大原、岩倉、靜市鞍馬、花背の各學區

0333

		村落地帯B	1,200	840	久多學區
伏見	伏見區	商業地帯A	800	480	家屋坪當賃貸價格13圓以上のもの
		商業地帯B	850	510	家屋坪當賃貸價格8圓以上のもの
		住宅地帯	900	540	〃 5圓 〃
		村落地帯A	1,000	700	〃 3圓 〃
		村落地帯B	1,100	770	〃 3圓未滿のもの
	久世郡 宇治町	商業地帯	900	630	砂塲、蓮華表通
		住宅地帯	1,000	800	商業、村落地帯以外の地域
		村落地帯	1,300	1,040	白川，神明
	その他の町村	集團地帯	1,100	880	淀町のうち、京阪電鐵沿線（池上、新町、下津）
		村落地帯	1,300	1,040	その他の地域
	宇治郡東宇治町	集團地帯	1,100	880	京阪電鐵宇治線沿いの集團地帯
		村落地帯	1,300	1,040	集團地帯以外のもの
山城	田邊 相楽郡	集團地帯	1,200	960	宅地の適用區分に同じ
		村落地帯	1,300	1,040	〃
	綴喜郡 八幡町	商業地帯	1,000	700	大字橋本
		集團地帯	1,200	960	大字八幡町、八幡莊
		村落地帯	1,300	1,040	その他の地域
	その他の町村	集團地帯	1,200	960	宅地の適用區分に同じ
		村落地帯	1,300	1,040	〃

地名	郡市区町村名	適用地域区分	倍数 自用家屋	倍数 貸家	適用地域名
園部	南桑田郡龜岡町	集團地帶	1,100	880	宅地の適用區分に同じ
		村落地帶	1,300	1,040	〃
	その他の村	〃	1,300	1,040	全村
	北桑田郡周山町	集團地帶	1,100	880	大字周山
		村落地帶	1,300	1,040	その他の地域
	その他の町村	村落地帶	1,300	1,040	全村
	船井郡 園部町 須知町 八木町	集團地帶	1,100	880	宅地の適用區分に同じ
		村落地帶	1,300	1,040	〃
	その他の村	村落地帶	1,300	1,040	全村
福知山	福知山市	商業地帶	950	660	上新、下新、菱屋、上紺屋、內記、西長、下柳、鍛冶、西、天田（箕腰を除く）京、中野、東長、上柳、呉服、裏野、猪崎のうち城山
		住宅地帶	1,000	700	岡、天田岡、鑄物師、堀寺、下紺屋
		村落地帶	1,100	880	その他の地域
	綾部市	商業地帶	1,000	700	大字綾部町、綾部村、本宮町
		住宅地帶	1,100	770	本宮村、神宮寺、井倉のうち宮代、綾中
		村落地帶	1,200	960	その他の地域
	何鹿郡	村落地帶	1,200	960	全村
	天田郡	〃	1,200	960	〃

	加佐郡	〃	1,300	1,040	全村（舞鶴署管内を除く）
宮津	與謝郡 宮津町 加悦町 岩瀧町 吉津村	集團地帶	1,000	800	宮津町のうち村落地帶を除く地域（舊町部）、加悦町のうち字加悦、算所、岩瀧町のうち字岩瀧、吉津村のうち字文珠の天橋立驛より智恩寺まで
		村落地帶A	1,200	960	宮津町のうち、舊城東村
		〃 B	1,300	1,040	加悦町、岩瀧町、吉津村のうち集團地帶を除く地域
	その他の村	村落地帶	1,300	1,040	全村
舞鶴	舞鶴市	商業地帶	850	590	宅地の區分に同じ
		住宅地帶	1,000	700	〃
		村落地帶	1,200	960	〃
	加佐郡	〃	1,300	1,040	全村
峯山	中郡 峯山町	集團地帶	1,100	770	呉服、浪花
		村落地帶	1,300	1,040	その他の地域
	その他の村	村落地帶	1,300	1,040	全村
	竹野郡 網野町	集團地帶	1,100	880	字網野、家屋番號214～265
		村落地帶	1,300	1,040	その他の地域
	その他の町村	集團地帶	1,200	960	間人町のうち、砂方を除く地域
		村落地帶	1,300	1,040	間人町砂方、その他の村
	熊野郡久美濱町	集團地帶	1,100	770	土居町家屋番號401～520
		村落地帶	1,300	1,040	集團地帶を除く地域
	その他の村	村落地帶	1,300	1,040	全村

用途地域名	都市町村名	区名	適用地区区分	借家 自用家屋	借家 貸家	適用地域名
静岡	静岡	葵	中心地帯	750	450	宅地の中心地帯に同じ
			商業地帯	800	480	宅地の商業地帯に同じ
			住宅地帯	900	540	宅地の住宅地帯に同じ
		清水	商業地帯	720	430	宅地の商業地帯に同じ
			住宅地帯	820	490	宅地の住宅地帯に同じ
		駿河		800	480	全区
	藤枝	須原	商業地帯	720	430	前池町、飛松町、大黒町、平田町二、三丁目表通、須原駅前通、須原寺町表通、西須原公設市場、月見山公設市場
			住宅地帯	800	480	商業、村落地帯以外の地域
			村落地帯	1,200	840	白川、車、多井畑、妙法寺
		垂水	商業地帯	750	450	西垂水町、康寛市場、神田町、湊町、日向町の表通商店街
			住宅地帯A	850	510	塩屋町、南谷、家ノ後、天神ケ平、小谷、高尾、西ノ田、西垂水町、谷奥高丸臨、東千鳥ケ丘、天ノ上、堂ノ内、香ケ平、東垂水町、道上り、鍔子町、上ノ山、鯨ケ谷
			住宅地帯B	800	480	その他の地域
			村落地帯	1,200	840	名谷、下畑、多聞
	兵庫	兵庫	中心地帯	700	420	宅地の適用地域に同じ
			商業地帯	670	400	〃
			住宅地帯	760	450	〃
			村落地帯	1,200	840	〃

長田	長田區	商業地帶	650	390	宅地の適用地域に同じ
		住宅地帶A	450	270	〃
		同 B	650	390	〃
		同 C	700	420	〃
西宮	西宮市 良元村 鳴尾村	第一地帶	500	350	家屋賃貸價格坪當50圓以上のもの
		第二地帶	550	380	〃 38圓 〃
		第三地帶	600	420	〃 24圓 〃
		第四地帶	700	490	〃 14圓 〃
		第五地帶	850	590	〃 7圓 〃
		第六地帶	1,000	700	〃 4圓 〃
		第七地帶	1,100	770	〃 4圓未滿のもの
芦屋	芦屋市 神戸市 東灘區	第一地帶	500	350	家屋賃貸價格坪當50圓以上のもの
		第二地帶	550	380	〃 50圓未滿のもの
		第三地帶	600	420	〃 39圓 〃
		第四地帶	700	490	〃 24圓 〃
		第五地帶	850	590	〃 14圓 〃
		第六地帶	1,000	700	〃 7圓 〃
		第七地帶	1,100	770	〃 4圓 〃
伊丹	伊丹市	商業地帶	900	630	住宅、村落地帶を除く地域
		住宅地帶	900	630	御願塚、勘定舖、庵ノ前、見毛、梅ノ木町、北村のうち北畑

都道府県名	市区町村名	適用地区	倍数 自用家屋	倍数 貸家	適用地域名
		村落地帯	1,100	880	昆陽、千僧、山田、新田中野、南野、池尻、寺本、野間、堀池、北村（北畑を除く）、舊神津
	川邊郡 川西町	集團地帯	1,000	800	榮根、小戸、寺畑、小花、出在家
		村落地帯	1,100	880	その他の地域
	小 濱 村	商業地帯	900	630	川面字西林、山ノ上、五反田、東井ノ口、中井ノ口、坂戸、鍋野裏
		村落地帯	1,200	960	その他の地域
	西 谷 村	集團地帯	1,000	800	切畑、長尾山
		村落地帯	1,200	960	その他の地域
	その他の村	〃	1,200	960	全 村
三 田	有馬郡	集團地帯	1,200	960	三田町のうち字上深田、下深田、貴志、池尻を除く地域、三輪町のうち字三輪、高次
		村落地帯	1,300	1,040	その他の地域
尼 崎	尼崎市	商業地帯A	950	570	宅地の商業地帯Aに同じ
		〃 B	850	510	宅地の商業地帯Bに同じ
		〃 C	750	450	宅地の商業地帯Cに同じ
		住宅地帯A	1,100	770	宅地の住宅地帯Aに同じ
		〃 B	1,000	700	宅地の住宅地帯Bに同じ
		〃 C	700	490	宅地の住宅地帯Cに同じ
		村落地帯	1,000	800	宅地の村落地帯に同じ

明石	明石市	商業地帯	900	630	錦江町、細工町、追手町、鍛冶屋町、西本町、東本町、大明石町、東仲之町、樮町、東魚町、西魚町、梅屋町、弓町、榮町、船町、西新町
		住宅地帯	1,000	700	商業地帯、村落地帯以外の地域
		村落地帯	1,000	800	藤江、松江、鳥羽、和坂
	明石郡	集團地帯	1,100	880	大久保町、大窪、西島
		村落地帯	1,200	960	その他の地域
	神戸市 垂水區	村落地帯	1,200	960	全地域
三木	美嚢郡 三木町	集團地帯	1,200	960	全町
	その他の村	村落地帯	1,300	1,040	全村
社	加東郡 社町	集團地帯	1,200	960	社町のうち、本町、上町、下町、田町、東條町
	小野町				小野町のうち、上町、中町、下町
		村落地帯	1,300	1,040	その他の地域
	その他の村	村落地帯	1,300	1,040	全村
	加西郡	集團地帯	1,200	960	北條町のうち、本町、南町、御旅町、御幸町
		村落地帯	1,300	1,040	その他の地域
西脇	多可郡 西脇町 中町	集團地帯	1,200	960	西脇町のうち、西脇、下戸田 中町のうち、中村、安坂、鍛冶屋
	重春村	村落地帯	1,300	1,040	重春村のうち、野村、和田、高田井 その他の地域
	その他の村	〃	1,300	1,040	全村
加古川	加古川市	商業地帯	1,000	700	篠原町、寺家町の驛前通、本町寺家町の新舊國道筋
		住宅地帯	1,100	770	舊加古川町地域

0341

署名	都市区町村名	適用地域区分	倍数 自用家屋	倍数 貸家	適用地域名
		村落地帯	1,300	1,040	尾上町、野口町、神野町、平岡町
	(加古郡)	集團地帯	1,100	880	二見町、別府町、高砂町の全部
		村落地帯	1,300	1,040	その他の村
	(印南郡)	集團地帯	1,100	880	曾根町、米田町、大塩町の全部
		村落地帯	1,300	1,040	その他の村
姫路	姫路市	商業地帯	850	590	宅地の適用區分に同じ
		住宅地帯	1,000	700	〃
		村落地帯	1,100	880	〃
神飾	神崎郡	集團地帯	1,200	960	福崎町、田原村のうち大字辻川
		村落地帯	1,300	1,040	その他の地域
	飾磨郡	集團地帯	1,200	960	家島町、八木村、糸引村、四郷村、花田村、御國野村、曾左村のうち書寫
		村落地帯	1,300	1,040	その他の地域
龍野	揖保郡	集團地帯	1,000	800	宅地の區分に同じ
		村落地帯	1,200	960	宅地の區分に同じ
	宍粟郡	集團地帯	1,000	800	〃
		村落地帯	1,200	960	〃
上郡	相生市	商業地帯	1,100	770	〃
		住宅地帯	1,100	880	〃
		村落地帯	1,000	800	宅地の區分に同じ

	（赤穂郡）	集團地帶	1,100	880	〃
	赤穂町				
	上郡町	村落地帶	1,200	960	〃
	坂越町				
	その他の村	〃	1,100	880	〃
	（佐用郡）	〃	1,100	880	〃
豊岡	豊岡市	商業地帶	1,100	770	〃
		住宅地帶	1,200	840	〃
		村落地帶	1,300	1,040	〃
	（城崎郡）	商業地帶	1,100	770	宅地の區分に同じ
	城崎町	住宅地帶	1,200	960	〃
		村落地帶	1,300	1,040	〃
	日高町	商業地帶	1,200	840	〃
		住宅地帶	1,200	960	〃
		村落地帶	1,200	960	〃
	その他の村	〃	1,300	1,040	〃
	（出石郡）	集團地帶	1,200	960	出石町
		村落地帶	1,300	1,040	その他の村
養父	城崎郡	集團地帶	1,200	960	香住町全部
		村落地帶	1,300	1,040	その他の村
	美方郡	集團地帶	1,200	960	浜坂町のうち大字田井、指杭、三尾を除く地域　村岡町、温泉町
		村落地帶	1,300	1,040	その他の地域
和田山	朝来郡	集團地帶	1,100	880	宅地の區分に同じ

都市区町村名	適用地域区分	倍数 自用家屋	倍数 貸家	適用地域名
	村落地帯	1,300	1,040	〃
養父郡	集團地帯	1,100	880	〃
	村落地帯	1,300	1,040	〃
柏原 氷上郡	集團地帯	1,200	960	柏原町、成松町、佐治町、黒井町
	村落地帯	1,300	1,040	その他の村
篠山 多紀郡	集團地帯	1,200	960	篠山町
	村落地帯	1,300	1,040	その他の村
洲本 洲本市	商業地帯	1,000	700	宅地の區分に同じ
	住宅地帯	1,100	770	〃
	村落地帯	1,200	960	〃
三原郡	集團地帯	1,200	960	〃
	村落地帯	1,300	1,040	〃
津名郡	集團地帯	1,200	960	〃
	村落地帯	1,300	1,040	〃
奈良 奈良市	商業地帯	900	630	宅地の商業地帯に同じ
	住宅地帯	980	680	宅地の住宅地帯に同じ
	村落地帯	1,200	960	宅地の村落地帯に同じ
生駒郡	集團地帯	1,200	960	郡山町、生駒町、伏見町字西大寺、あやめ池　富雄村字二名
	村落地帯	1,300	1,040	その他の地域

	山 邊 郡	集團地帶	1,200	960	丹波市町
		村落地帶	1,300	1,040	二階堂村、朝和村
	添 上 郡	集團地帶	1,200	960	櫟本町、帯解町
		村落地帶	1,300	1,040	その他の地域
葛 城	高 田 市	商業地帶	1,100	770	天神橋筋、市町三、四、本町、大圓町
		住宅地帶	1,200	840	大字高田（商業地帶を除く）、大字三倉堂（元高田）
		村落地帶	1,300	1,040	商業、住宅地帶以外の地域
	（北葛城郡） （南葛城郡） （高 市 郡） （宇 智 郡） 町 制 地	集團地帶	1,200	960	御所町、八木町、今井町字今井、高取町字観覚寺、字下土佐、字上土佐、王寺町字王寺、箸尾町字南萱野、五條町、野原町字野原
		村落地帶	1,300	1,040	集團地帶以外の地域
	（北葛城郡） （南葛城郡） （高 市 郡） （宇 智 郡） 村 制 地	村落地帶	1,300	1,040	全 村
櫻 井	（磯 城 郡） 櫻 井 町 三 輪 町 田 原 本 町 柳 本 町	集團地帶	1,200	960	櫻井町の内字櫻井、田原本町全部
		村落地帶	1,300	1,040	三輪町の内字三輪、柳本町の内上長岡、下長岡 その他の地域
	初 瀬 町	集團地帶	1,100	880	初瀬町の内字初瀬
		村落地帶	1,300	1,040	その他の地域

0345

署名	都市区町村名	適用区域地分	倍数 自用家屋	倍数 貸家	適用地域名
	その他の村	村落地帯	1,300	1,040	全村
	(宇陀郡)大宇陀町	集團地帯	1,100	880	大宇陀町の内字松山、宇太町の内字古市場 榛原町の内字萩原、字元玉小西
	宇太町 榛原町	村落地帯	1,300	1,040	その他の地域
	その他の村	村落地帯	1,300	1,040	全村
	(山邊郡)村制地	村落地帯	1,300	1,040	全村（但し奈良税務署管内を除く）
吉野	吉野郡	村落地帯	1,300	1,040	全町村
和歌山	和歌山市	商業地帯	1,000	700	宅地に準ずる
		住宅地帯	1,100	770	〃
		村落地帯	1,300	910	〃
	海草郡	集團地帯	1,200	840	〃
		村落地帯	1,300	1,040	〃
粉河	伊都郡	集團地帯	1,200	840	〃
	那賀郡 町制地	村落地帯	1,300	1,040	〃
	〃 村制地	村落地帯	1,300	1,040	〃
海南	海南市	商業地帯	1,000	700	〃

		住宅地帯	1,200	840	〃
		村落地帯	1,300	1,040	宅地に準ずる
	海草郡	集團地帯	1,200	960	下津町大字下津、東野上町大字動木、下佐々、小畑
	那賀郡 町制地	村落地帯	1,300	1,040	集團地帯以外の地域
	〃 村制地	村落地帯	1,300	1,040	村制地全部
湯浅	有田郡	集團地帯	1,200	960	湯浅町湯浅、箕島町箕島、北湊
		村落地帯	1,309	1,040	その他の地域
御坊	日高郡	集團地帯	1,200	840	御坊町のうち本町、元町、西町、東町（横町以北）横町、元宮通、八幡筋由良町里、阿戸、畑、江ノ駒、印南町印南　南部町南北道、氣佐藤芝
		村落地帯	1,300	1,040	その他の地域
田辺	田辺市	商業地帯	1,100	770	宅地に準ずる
		住宅地帯	1,200	840	〃
		村落地帯	1,300	1,040	〃
	西牟婁郡	集團地帯	1,200	960	白濱町（湯崎、白濱、三崎、瀬戸、綱不知、羽衣）日置町（日置）周参見町（周参見）串本町（高富、潮之川、二色を除く）
		村落地帯	1,300	1,040	白濱町、日置町、周参見町、串本町のうち集團地帯を除く地域 村制地全部
新宮	新宮市	商業地帯	1,100	770	宅地に準ずる
		住宅地帯	1,300	910	〃
		村落地帯	1,300	1,040	〃

郡名	市町村名	適用区域地区分	倍数 自用家屋	倍数 貸家	適用地域名
	東牟婁郡	集團地帯	1,200	960	宅地に準ずる
		村落地帯	1,300	1,040	〃
大津	大津市	商業地帯	800	560	宅地の地域區分に同じ
		住宅地帯	900	630	〃
		村落地帯	1,100	880	〃
	滋賀郡 堅田町	集團地帯	1.000	800	堅田町のうち、字本堅田、今堅田
		村落地帯	1,200	960	その他の地域
	その他の村	村落地帯	1,300	1,040	全村
草津	栗太郡 野洲郡	集團地帯	1,100	880	宅地の區分に同じ
		村落地帯	1,300	1,040	〃
水口	甲賀郡 水口町	商業地帯	1,100	770	平町、伴町、寿町のうち旧東海道筋及び映画館前
		住宅地帯	1,200	960	商業地帯、村落地帯を除く地域
		村落地帯	1,300	1,040	松尾、中畑、名坂
	その他の町村	集團地帯	1,200	960	宅地の區分に同じ
		村落地帯	1,300	1,040	〃
近江八幡	蒲生郡	集團地帯	1,100	880	宅地の區分に同じ
		村落地帯	1,300	1,040	〃
	神崎郡	集團地帯	1,100	880	〃

		村落地帯	1,300	1,040	
彦根	彦根市	商業地帯	1,000	700	土橋、川原甲、川原乙、橋本、一番、四番町
		住宅地帯	1,100	770	商業、村落地帯以外の地域
		村落地帯	1,300	1,040	薔松原、北青柳、磯田、青波、瓢箪、千本各村
	犬上郡 愛知郡	集團地帯	1,200	960	高宮町全部、多賀町大字多賀、愛知川町大字愛知川、中宿
		村落地帯	1,300	1,040	集團地帯以外の町村
長濱	長濱市	商業地帯	1,200	840	宅地の區分に同じ
		住宅地帯	1,300	910	〃
		村落地帯	1,300	1,040	〃
	伊香郡 東浅井郡	集團地帯	1,200	960	〃
	坂田郡	村落地帯	1,300	1,040	〃
今津	高島郡	集團地帯	1,200	960	宅地の區分に同じ
		村落地帯	1,300	1,040	〃

0349

立木の部

立木標準價額一町歩當り

樹種	杉		檜	松	くぬぎ	雜木	
府縣 / 林令級	大阪、京都、兵庫、和歌山、奈良（吉野林業地帶を除く）	奈良（吉野林業地帶）	滋賀	全管	全管	全管	摘要
	円	円	円	円	円	円	
1年～2年	25,000	40,000	25,000	19,000	20,000	5,000	1. 算出の根基
3年～7年	29,290	43,600	28,820	20,610	23,770	6,360	最高成熟林令と幼令林
10年（8～10年）	42,180	54,400	40,310	25,440	35,110	10,440	令との中間林令の價額
12年（11～13年）	49,750	60,730	47,050	28,270	41,760	12,840	はクラーゼの公式によ
15年（14～17年）	63,670	72,400	59,450	35,420	○54,000	17,250	り算出した。なお價額
20年（18～22年）	93,750	97,600	86,250	44,760	80,440	26,770	欄の○印は標準伐期に
25年（23～27年）	132,420	130,000	120,700	59,250		39,020	おける基準價でるあ。
30年（28～33年）	179,680	169,600	162,810	76,960		○54,000	
40年（34～44年）	○300,000	270,400	○270,000	122,040		92,110	2.
50年（45～54年）	454,680	○400,000	407,810	○180,000			（吉野林業地帶）とは
60年（55～64年）	643,750	558,400	576,250	250,840			一町歩當り6,000本以
70年（65～74年）	867,180	745,600	775,310	334,560			上の植樹をする地帶と
80年（75～84年）		961 600					する。
90年（85～94年）		1,206,400					

竹林樹果の部

0352

竹林（立竹）標準価額（一反歩當り）

種別	価額	摘要
	円	
立竹の採取を目的とするもの	6,000	素地については別個に評価する
筍の採取を目的とするもの	12,000	〃

果樹標準価額表（一反歩當り）

樹種	幼令樹				成熟樹（青年期）				成熟樹（壯年期）				老令樹	
	年生	価額	年生	価額	年生	価額	年生	価額	年生	価額	年生	価額	年生	価額
	年	円	年	円	年	円	年	円	年	円	年	円	年	円
（温州）かんきつ	1～3	15,000	4～10	25,000	11～15	35,000	16～24	50,000	25～30	65,000	31～40	55,000	41	35,000～50,000
かき	1～3	10,000	4～10	20,000	11～20	40,000	—	—	21～30	50,000	31～35	45,000	36	20,000～40,000
なし	1～5	15,000	6～10	25,000	11～15	45,000	—	—	16～20	65,000	21～25	55,000	26	25,000～45,000
ぶどう	1～4	18,000	—	—	5～10	50,000	—	—	11～20	67,000	21～25	60,000	26	35,000～55,000
梅	1～6	15,000	7～9	18,000	10～15	20,000	16～19	25,000	20～34	30,000	—	—	35	15,000～25,000
茶	1～5	10,000	6～10	20,000	11～15	30,000	16～35	40,000	36～55	50,000	56～60	45,000	61	36,000

0323

0353

牛馬の部

牛馬等の標準価額

区分	種類	価額	備考
		円	
牛	種牛（4～5才）	80,000	
	乳牛（4～5才）	70,000	当才及び2才については、役肉用当才及び2才の牝の価額の5,000圓―10,000圓高とする。高等登録牛については10,000圓高とする。
	役肉用牛 当才 牡	15,000	
	牝	20,000	
	2才 牡	17,000	
	牝	25,000	
	5、6才	40,000	3、4才牛は、2才と5才の中間の価額による、尚4、5才牛で雌牛（7ケ月～8ケ月以上の確實雌牛）は、普通牝の10,000圓高とする。7才以上については枝肉の価額による。
馬	種馬（3～5才）	150,000	
	当才～2才馬	15,000	
	ばん馬（3～5才）	35,000	
	農耕馬 3才	17,000	
	6才	30,000	7才以上は、枝肉の価額による

0355

電話加入權の部

電話加入權の適用標準

市(郡)名	電話局名	適用標準価額	所轄税務署名	備考
		円		
大阪市	船場	70,000	東、南	
〃	南	70,000	南、浪速、天王寺、東成	
〃	北濱	70,000	東	
〃	福島	50,000	北、大阪福島	
〃	堀川	50,000	北、旭	
〃	豊崎	40,000	淀川	
〃	新町	40,000	西、南	
〃	東	40,000	東、東成	
〃	東住吉	40,000	東住吉	
〃	天下茶屋	30,000	阿倍野、西成	
〃	土佐堀	30,000	東、西	
〃	泉尾	30,000	西	
〃	天王寺	30,000	東成、生野	
〃	淀川	30,000	西淀川	
〃	住吉	30,000	住吉	
〃	城東	30,000	旭、城東	
〃	此花	30,000	此花	
布施市	布施	30,000	布施	

0357

市(郡)名	電話局名	適用額率価額	所轄税務署名	備考
		円		
堺市	堺	30,000	堺	
豊中市	豊中	25,000	豊能	
池田市	池田	25,000	〃	
吹田市	吹田	25,000	茨木	
京都市	下	25,000	下京	
〃	壬生	25,000	中京	
〃	西陣	25,000	上京	
〃	本	20,000	中京	
〃	吉田	20,000	上京	(上局より分轄)
〃	上	20,000	〃	
〃	祇園	20,000	東山	
〃	嵯峨	20,000	右京	
〃	桂	15,000	〃	
〃	向日	15,000	〃	
〃	山科	15,000	東山	
〃	伏見	15,000	伏見	

神戸市	葺	合	40,000	神戸
〃	湊	川	40,000	長田
〃	元	町	40,000	神戸
〃	須	磨	30,000	須磨
〃	鵯	越	25,000	声屋、妻
〃	垂	水	25,000	須磨
西宮市	西	宮	25,000	西宮
〃	仁	川	25,000	〃
声屋市	声	屋	25,000	声屋
伊丹市	伊	丹	25,000	伊丹
尼崎市	尼	崎	35,000	尼崎
姫路市	姫	路	30,000	姫路

大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 和歌山縣 滋賀縣	各市部にある電話局	15,000
	各町部にある電話局	10,000
	各村部にある電話局	5,000

塩田貸貸等級別適用倍数

署名		上郡		上郡		佐路		神飾		加古川	
		赤穂西浜		赤穂東浜		網干		西灘		大塩	
貸貸等級	貸貸価格	倍数	価額	倍数	価額	倍数	価額	倍数	価額	倍数	価額
96	65.00		52.000	—	—	—	—	—	—	—	—
95	60.00	800	48.000		48.000	—	—	—	—	—	—
94	57.00		45.600	800	45.600	—	—	—	—	750	42.750
93	54.00		43.200		43.200	—	—	700	37.800		40.500
92	51.00		42.300		42.300	—	—		37.200		39.750
91	48.00	900	41.400	900	41.400	—	—	800	36.600	850	39.000
90	45.00		40.500		40.500	—	—		36.000		38.250
89	42.00		37.800		37.800	—	—		33.600		35.700
88	39.00		37.050		37.050		31.200		33.150		35.100
87	36.00	950	34.200	950	34.200	800	28.800	850	30.600	900	32.400
86	33.00		31.350		31.350		26.400		28.050		29.700
85	30.00	950	28.500	950	28.500	800	24.000	850	25.500	900	27.000
84	28.00	1.000	28.000		28.000		23.700		24.840	—	—
83	26.00	—	—	1.000	26.000		23.400		24.180	—	—
82	24.00	—	—		24.000	900	21.600	930	22.320	—	—
81	22.00	—	—		—		19.800		20.460	—	—
80	20.00	—	—		—		18.000		18.600	—	—

0359

0360

	署名	温泉地名	貝塚税温泉地指数	富谷税査定指数	署名	温泉地名	貝塚税温泉地指数	富谷税査定指数
和	田辺10	白浜	150	200	和 湯浅8	大谷	20	20
兵	豊岡20	城崎	110	150	兵 三田9	名塩	10	10
兵	兵庫4	有馬	110	150	兵 篠山24	籠坊	10	10
和	新宮11	勝浦	100	140	和 湯浅8	栖原	10	10
和	田辺10	椿	80	100	和 御坊9	新庄	10	10
和	新宮11	湯川	70	140	和 田辺10	矢田	10	10
兵庫	三田9	武田尾	60	100				
兵庫	香住21	湯村	60	~~100~~ 60				
和	御坊9	竜神	50	70				
和	新宮11	湯峯	50	70				
兵	兵庫4	天王	40	40				
和	田辺10	鮎川	40	40				
兵	神飾17	塩田	35	35				
京	峯山13	木津	35	35				
兵	神飾17	中村	20	20				

富裕税法第十四條の規定による上場株式價額

銘柄	1株の拂込金額	12月中の平均	12月中の最高
株式會社相場のある株式			
行行行電電電電行道軌道道無船船機械学ト工舗ト所舗材機機トー精油粉機畳ム淳草	50		44
銀銀銀銀銀銀鉄鉄鉄

札　幌

0362

昭和二十六年二月

富裕税標準價額及び評價基準調書

札幌國税局

0363

富裕税標準價額及び評價基準調書　目次

一、不動產評定個別倍數　宅地の部……九
一、借地權評定倍數……一〇
一、不動產評定個別倍數　山林、原野の部……一三
一、不動產評定個別倍數　家屋の部……一六
一、果樹の標準價額……一八
一、立木の標準價額……一八
一、牛馬等の標準價額……一八
一、溫泉地指數表……一八
一、電話加入權の標準價額……一八
一、株式の價額　札幌證券取引所の上場株式の最終價額の平均額……一四七
　氣配相場のあるものの株式の價額……一五〇

不動産評定個別倍數

宅地の部

◎注 1 貸地の價額を評價する場合においてその評價額の接續する上級の地帶の倍數を適用して評價した貸地の評價額を超えるときはその評價額にとどめる。
2 村落部の宅地の價額を評價する場合において接續する集團地の宅地を超えるときはその價額にとどめる。
3 郡部集團地は一坪當りの賃貸價格五錢を超える土地。
郡部農村部は一坪當りの賃貸價格五錢以下の土地とする。

所轄署名	市郡名	適用地帶(階級)名	倍數	適用地帶の區域名
札幌	札幌市	集團地	一、一〇〇	一坪當りの賃貸價格六錢を超える土地
		農村部	一、〇〇〇	〃 六錢以下の土地
函館	函館市	中心地一級地帶	七五〇	松風町、若松町の自七番地自一二番地自九番地至二四番地自八六番地至一〇〇番地自一一二ノ一〇番地青羽町の自一一一番地至四八番地高砂町の自五番地至六番地
		〃 二級地帶	六三〇	末廣町、地藏町、惠比須町
		住宅地一級地帶	七〇〇	宇賀浦町、高盛町、日の出町、堀川町、的場町、中島町、千代ケ岱町、時任町、金堀町、乃木町、人見町、松蔭町、杉並町、本町、梁川町、五稜郭町、柳町、川原町、柏木町、深堀町、駒場町
		〃 二級地帶	六五〇	高砂町の自四四番地至一六番地、青羽町の自五〇番地至六三番地、若松町の自二六番地至八四番地、新川町、大龜町、海岸町、松川町、万代町、宮前町、八幡町、白鳥町、田家町、大川町、亀田町、浅野町、北濱町、追分町、港町
		〃 三級地帶	六〇〇	高砂町、青羽町、若松町の中、中心地一級地帶及び住宅地二級地帶以外の土地
		住宅地四帶地帶	五〇〇	東濱町、船場町、豊川町、眞砂町、鶴岡町、西川町、寶町、蓬萊町、東川町、榮町、亀町、東雲町、大森町、千歳町
		特殊地溫泉地帶	八〇〇	辨天町、新濱町、臺場町、仲町、帆影町、小舟町、濶洞町、山谷泊町、臺町、船見町、天神町、旅籠町、銀治町、大黒町、西濱町、幸町、仲濱町、大町、富岡町
		農村部	一、〇〇〇	會所町、元町、曙町、汐見町、相生町、春日町、青柳町、谷地頭町、住吉町 湯川町、鮫川町、湯濱町、根崎町、湯倉町、榎本町、戸倉町、高松町 一坪當りの賃貸價格六錢以下の土地

小樽	小樽市	中心地	一級地帯	一、〇〇〇	稻穂町東及び西至八丁目、花園町東及び西自一丁目至八丁目、色内町自一丁目至八丁目、入舟町自一丁目至四丁目、手宮町自二丁目至四丁目、堺町、南濱町、北濱町、山田町、港町、錦町の中
			二級地帯	八五〇	一坪當り賃貸價格八圓五〇錢を超える土地
			三級地帯	八三〇	〃
			住宅地一級地帯	七〇〇	八圓五〇錢以下の土地 四圓五〇錢以下の土地
			住宅地二級地帯	六八〇	新地町、信香町、有幌町、奥澤町自一丁目至四丁目、緑町、富岡町、相生町、東雲町、住の江町、景雲町、山ノ上町、水井町、開運町、住初町、高砂町、新富町、若松町
			農村部	一、〇〇〇	手宮町一丁目、稻穂町東及び西自一丁目至二丁目、入舟町自五丁目至九丁目 右以外の集團地で一坪當りの賃貸價格六錢を超える土地
			農村部	一、〇〇〇	一坪當りの賃貸價格六錢以下の土地
岩見澤	岩見澤市 美唄市	集團地農村部		六八〇	一坪當りの賃貸價格六錢を超える土地
		集團地農村部		一、〇〇〇	〃
				八五〇	六錢以下の土地
				一、〇〇〇	〃
夕張	夕張市	集團地一級地帯		七五〇	本町自一丁目至三丁目の坪當り賃貸價格が二圓を超える土地
		〃二級地帯		七〇〇	右以外の集團地で一坪當りの賃貸價格六錢を超える土地
		農村部		一、〇〇〇	一坪當りの賃貸價格六錢以下の土地
旭川	旭川市	中心地		八〇〇	宮下通り七丁目三、一一二及び二、三九九番地、宮下通り八丁目一、九五三の一の二の自一三番地一、九五三の一の二の一七番地一條通り七丁目四八及び四四番地一條通り八丁目一八七の至五番地一七五番地、二條通り七丁目の一二三及び二〇〇五番地、二條通り八丁目自一番地一七五番地自五九六の一番地自二二二の五番地、三條通り七丁目三三四の一の二、四二四の自一番地、三條通り八丁目四二〇の自一番地一、至八番地、四條通り七丁目九八三の至五番地一、七〇五の自二九番地一、七〇五の四四番地、四條通り八丁目一、七〇五の自五番地一、七〇五の四一、一、五四三番地、四條通り八丁目一、七〇五の自五番地一、七〇五の四二番地一、七〇三の自五番地、五條通り七丁目自八〇三の六番地一、七〇五の四二番地、五條通り八丁目自一七〇三の三七番地、自一二五三の一至〃の四〇番地、四八六番地、五條通り八丁目自一二五三の三番地
		商業地		一、二〇〇	宮下通り自七丁目、一條通り自七丁目及び六丁目六八、二七三の二、六七、一、九九九の一、一九九の二、五六〇、七三八の一、七三八の二、二四六の自一九八、二、〇〇〇、六六番地、三條通り自六丁目、四通條り自六丁目、五條通り自七丁目、六條通り自四丁目及び九丁目至八丁目

		住宅地	八〇〇	自四五の一一〇丁目自五四の一一一丁目自五六の一一番地、七條通り自四丁目、至〃の三至〃の八至〃の一一番地、七條通り至八丁目、八條通り自五丁目、九條通り七、八丁目自二、四七三の一二、四一二の二、二、四一二の三、二三六七、四三の四自二、四四二の四、常盤町自一九七〇の一、一九七〇の四四、自一、九七〇の七四、一、九七一の一、一九七一の二、自一、九七一の七、一、九七一の自二七、二、四三三、二四三二の二、二五〇〇の二一、二五〇〇の二二、二五、〇〇の四九自二、五〇〇の七一番地、本町、旭町、大町の五の一、五の三、五の五、五の九、五の一一、五の一三、五の一五、五の一七、五の一九、五の二一、五の二三、五の二七、五の二九、五の三一自九の一、九の一六四、の三〇二、の三〇三、の三五九、の三六〇、の三六五、の三六七、の三六八、の三六九、自一一の四、自一一の二八、の三六九、自一一の一〇、自一一の三七、二の四三、の四四、の一〇三、一四の一、自一四の三、自二一の三、自四三七の三、自四三七の一二、自四三七の一六、自四三七の一一、自四三七の六、自四三七の二四、自四三七の四三、四三七の四七、自四三七の五一、自四三七の六四、自四三八の一〇、四三八の一六、自四三八の二七、自四三八の三九、自四三九の一、自四三九の一三、自四三九の二三、自四三九の三一、自八四〇の一、自八四〇の三、自八四一の一、二、二六一の二、の四、の五、二、二六二の自一、二、二六三、二、二八七、二二八八、二、二八九番地、但し中心地に屬する土地を除く
		農村部	一、〇〇〇	右以外の集團地で一坪當りの賃貸價格六錢を超える土地 一坪當りの賃貸價格六錢以下の土地
留萠	留萠市	集團地	六九〇	〃 六錢を超える土地
		農村部	一、〇〇〇	〃 六錢以下の土地
稚内	稚内市	集團地	八四〇	〃 〃
		農村部	一、〇〇〇	〃 〃
室蘭	室蘭市	中心地	九二〇	一坪當りの賃貸價格が一圓を超える土地
		商業地及び住宅地	八五〇	〃 一圓以下の土地
		場末地	九〇〇	〃 二六錢以下の土地
		農村部	一、〇〇〇	〃 六錢以下の土地
苫小牧	苫小牧市	集團地	七八〇	〃 六錢を超える土地
		農村部	一、〇〇〇	〃 六錢以下の土地

北見	網走	釧路	帶廣	札幌	石狩
北見市	網走市	釧路市	帶廣市	札幌郡	札幌郡 石狩郡 厚田郡 千歳郡
集團地農村部	集團地農村部	中心商業地 住宅地一級地帶 〃二級地帶農村部	住宅地 商業地 農村部	集團地農村部	集團地一級地帶農村部 〃二級地帶農村部 〃三級地帶農村部 集團地農村部 集團地一級地帶農村部 〃二級地帶農村部
八五〇	八三〇	一、〇八〇	八八〇	一、〇〇〇	九〇〇 七五〇 六五〇 一、〇〇〇 七五〇 一、〇〇〇 七〇〇 〃 八〇〇 一、一〇〇 一、〇〇〇
〃	〃	一坪當りの賃貸價格が三圓九〇錢を超える土地	大通自南五丁目、西一條自南四丁目、西二條自南一丁目、西三條自南八丁目至〃十五丁目自南十丁目、西四條至〃十一丁目、西五條南十丁目、東六條自南四丁目、東五條自南四丁目至〃十一丁目自南二丁目、東四條至〃十五丁目、東三條、東二條、東一條の至南十九丁目	一坪當りの賃貸價格が三圓九〇錢を超える土地	大通西一條の自北一丁目、西二條自北二丁目至南十九丁目、西三條、西四條、西五條の自北一丁目至南九丁目、西六條自南九丁目至〃十五丁目、緑ヶ丘集團部
〃	〃	三圓九〇錢以下の土地	大通自南五丁目、西一條自南四丁目、西二條自南一丁目、西三條自南八丁目至〃十五丁目自南十丁目、西四條至〃十一丁目、西五條南十丁目、東六條自南四丁目、東五條自南四丁目至〃十一丁目自南二丁目、東四條至〃十五丁目、東三條、東二條、東一條の至南十九丁目	三圓九〇錢以下の土地	右以外の集團地で一坪當りの賃貸價格六錢を超える土地
〃	〃	二圓 〃 三五錢 〃 六錢以下の土地	右以外の集團地で一坪當りの賃貸價格六錢を超える土地	二圓 〃 三五錢 〃 六錢以下の土地	一坪當りの賃貸價格六錢以下の土地

函館		龜田郡	集團地一級地帶	八〇〇	尻岸內村、毅法華村		
			〃 二 〃	七五〇	龜田村		
			〃 三 〃	七〇〇	錢龜澤村		
			〃 四 〃	六五〇	戶井村		
			農村部	一、〇〇〇	尻岸內村、毅法華村、龜田村、錢龜澤村、戶井村		
渡島		龜田郡	集團地	六五〇	七飯村、大野村		
			農村部	一、〇〇〇	七飯村、大野村		
			集團地	八〇〇	臼尻村、尾札部村、鹿部村		
		茅部郡	農村部	一、〇〇〇	〃 〃		
			集團地	九〇〇	木古內町		
			農村部	八〇〇	上磯町、茂別村、知內村		
		上磯郡	集團地一級地帶	八〇〇	上磯町、茂別村、知內村		
			農村部	一、〇〇〇	木古內町、上磯町、茂別村、知內村		
		松前郡	集團地一級地帶	八五〇	福島町、松前町		
			〃 二 〃	八〇〇	大澤村、小島村、大島村、吉岡村		
			農村部	一、〇〇〇	福島町、吉岡村、松前町、大澤村、小島村、大島村		
江差		檜山郡	集團地一級地帶	六五〇	江差町		
			〃 二 〃	六〇〇	上ノ國村、泊村、厚澤部村		
			農村部	一、〇〇〇	江差町、上ノ國村、泊村、厚澤部町		
		爾志郡	集團地一級地帶	六〇〇	熊石村		
			〃 二 〃	五七〇	乙部村		
			農村部	一、〇〇〇	熊石村、乙部村		
		久遠郡	集團地	六〇〇	久遠村		
			農村部	一、〇〇〇	久遠村、貝取澗村		
		奥尻郡	集團地	六〇〇	奥尻村		
			農村部	一、〇〇〇	奥尻村		
八雲		茅部郡	集團地一級地帶	五七〇	森町		
			〃 二 〃	七〇〇	砂原村、落部村		
			農村部	一、〇〇〇	森町、砂原村、落部村		
		山越郡	集團地一級地帶	八〇〇	八雲町		
			〃 二 〃	七〇〇	長万部町		
			農村部	一、〇〇〇	八雲町、長万部町		

八雲	棚瀬郡	太櫓村	集團地一級地帶	六五〇	今金町
〃	〃	〃	〃二	七〇〇	東瀬棚村
〃	〃	〃	〃三	五〇〇	瀬棚町
〃	〃	〃	農村部	一、〇〇〇	今金町、東瀬棚村、瀬棚町
〃	〃	〃	集團地部	六〇〇	太櫓村
〃	〃	〃	農村部	一、〇〇〇	〃
壽都	壽都郡	壽都町	集團地一級地帶	六〇〇	壽都町、樽岸村、黒松内村
〃	〃	〃	〃二	一、〇〇〇	〃
〃	〃	〃	〃三	〃	〃
〃	島牧郡	島牧村	集團地部	六〇〇	東島牧村、西島牧村
〃	〃	〃	農村部	一、〇〇〇	〃
〃	歌棄郡	熱郛村	集團地一級地帶	一、〇〇〇	熱郛村
〃	〃	〃	〃二	六〇〇	歌棄村
〃	〃	〃	農村部	一、〇〇〇	熱郛村、歌棄村
〃	磯谷郡	蘭越町	集團地一級地帶	八〇〇	南尻別村
〃	〃	〃	〃二	五〇〇	磯谷村
〃	〃	〃	農村部	一、〇〇〇	南尻別村、磯谷村
小樽	忍路郡	塩谷村	集團地部	六五〇	塩谷村
〃	〃	〃	農村部	一、〇〇〇	〃
余市	余市郡	余市町	集團地一級地帶	七〇〇	余市町
〃	〃	大江村	〃二	八〇〇	大江村
〃	〃	余市町	〃三	一、〇〇〇	余市町、大江村、赤井川村
〃	古平郡	古平町	農村部	七〇〇	古平町
〃	〃	〃	集團地部	一、〇〇〇	〃
〃	美國郡	美國町	農村部	七〇〇	美國町
〃	積丹郡	〃	集團地部	一、〇〇〇	〃
〃	〃	入舸村	農村部	八〇〇	入舸村、余別村
〃	〃	〃	〃	一、〇〇〇	〃
倶知安	虻田郡	倶知安町	集團地一級地帶	八〇〇	倶知安町、狩太町、眞狩村
〃	〃	京極村	〃二	七五〇	京極村、喜茂別村
〃	〃	留壽都村	〃三	七〇〇	留壽都村
〃	〃	倶知安町	農村部	一、〇〇〇	倶知安町、狩太町、眞狩村、京極村、喜茂別村、留壽都村

	岩内郡	岩見澤	瀧川	旭川
	古宇郡	夕張郡	樺戸郡	空知郡	雨龍郡	上川郡
集團地一級地帶	岩内町	集團帶一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶	〃
二 〃	小澤村、島野村	二 〃	二 〃	二 〃	二 〃	
農村 三 〃	發足村	農村	農村 三 〃	農村	農村 三 〃	
集團部	一、〇〇〇	集團部	集團部	集團部	集團部	
農地	岸内町、前田村、島野村、小澤村、發足村	農地	農地 四 〃	農地	農地	
村部	泊村、神恵内村	村部	村部	村部	村部	
	〃					
	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	
六五〇	岩内町	八五〇	七〇〇	七〇〇	六〇〇	
八〇〇	小澤村、島野村	八〇〇	八〇〇	砂川町、奈井江町	八〇〇	
一、〇〇〇	發足村	一、〇〇〇	九〇〇	芦別町	一、〇〇〇	
七五〇	岸内町、前田村、島野村、小澤村、發足村	七五〇	一、〇〇〇	赤平町	一、〇〇〇	
一、〇〇〇	泊村、神恵内村	一、〇〇〇	一、〇〇〇	瀧川町、上砂川町、歌志内町、江部乙村	一、〇〇〇	
〃	〃	〃	七〇〇	新十津川村	七〇〇	
			〃		〃	
			七〇〇		七〇〇	
			〃		〃	
一、〇〇〇		一、〇〇〇	一、〇〇〇		一、〇〇〇	
	東鷹栖村、鷹栖村、江丹別村			深川町、一已村、秩父別村、幌加内村、雨龍村、納内村、多度志村		
				北龍村、妹背牛村		
				沼田町		
				深川町、一已村、秩父別村、幌加内村、雨龍村、納内村、多度志村、北龍村、妹背牛村、沼田町		
				晉江村		

上川	上川郡	集團地一級地帶	八〇〇	美瑛町
		〃 二 〃	七〇〇	東川村、永山村、東旭川村、神樂村、東神樂村、神居村、當麻村、比布村、愛別村、上川村
		農村部	一、〇〇〇	美瑛町、東川村、永山村、東旭川村、神樂村、東神樂村、神居村、當麻村、比布村、愛別村、上川村
富良野	空知郡	集團地一級地帶	七〇〇	富良野町
		〃 二 〃	七三〇	上富良野村、中富良野村、南富良野村、山部村、東山村
		農村部	一、〇〇〇	富良野町、上富良野村、中富良野村、南富良野村、山部村、東山村
	勇拂郡	集團地農村部	一、〇〇〇	占冠村
名寄	上川郡	集團地	七〇〇	名寄町、士別町、和寒村、劍淵村、上士別村、朝日村、多寄村、風蓮村、下川町
		農村部	一、〇〇〇	名寄町、士別町、和寒村、劍淵村、溫根別村、上士別村、朝日村、多寄村、風蓮村、下川町
	中川郡	集團地	七〇〇	美深町、常盤村、中川村
		農村部	一、〇〇〇	美深町、智惠文村、常盤村、中川村
留萠	留萠郡	集團地	七〇〇	小平村、東鹿村
		農村部	一、〇〇〇	〃 〃
	增毛郡	集團地	七二〇	增毛町
		農村部	一、〇〇〇	〃
	苫前郡	集團地一級地帶	七二〇	苫前町、天寶村、燒尻村
		〃 二 〃	七五〇	羽幌町、初山別村
		農村部	一、〇〇〇	苫前町、羽幌町、初山別村
稚內	宗谷郡	集團地一級地帶	六五〇	宗谷村
		〃 二 〃	五五〇	猿拂村
		農村部	一、〇〇〇	宗谷村、猿拂村
	枝幸郡	集團地一級地帶	六五〇	中頓別町、枝幸町
		〃 二 〃	五五〇	歌登村、頓別村
		農村部	一、〇〇〇	中頓別町、枝幸町、歌登村、頓別村
	天鹽郡	集團地一級地帶	六五〇	天鹽町、遠別町
		〃 二 〃	五五〇	豊富村、幌延村
		農村部	一、〇〇〇	天鹽町、遠別町、豊富村、幌延村
	禮文郡	集團地	五五〇	香深村、船泊村

	室蘭	苫小牧	浦河			北見
利尻郡	幌別郡有珠郡虻田郡	勇拂郡白老郡沙流郡	浦河郡幌泉郡様似郡三石郡静内郡新冠郡			常呂郡紋別郡
農村部	集團地〃集團地農村部	集團地農村部	集團地農村部			集團地農村部
一、〇〇〇	一、〇〇〇	七五〇	七五〇			七〇〇
五五〇	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇			一、〇〇〇
一、〇〇〇	一、〇〇〇	七五〇	六五〇			七〇〇
〃〃	幌別村	安平村、厚真村、鵡川村、穂別村	浦河町、荻伏村			留萌藻町、訓子府村、置戸町、相内村、佐呂間村、若佐村、網野村
〃〃	伊達町、壁菅村、大瀧村	〃〃〃	〃〃			〃〃〃〃〃
〃〃	虻田町	白老村	幌泉村			〃
香形町、鬼脇村、鷲泊村、仙法志村	洞爺村、豊浦町	〃	様似村			生田原村
〃〃	洞爺村、豊浦村、虻田町	門別村、平取村	〃			〃
〃〃	〃	門別村、平取村、日高村	三石村			〃
〃〃	〃	〃	〃			〃
〃〃	〃	〃	静内町			〃
〃〃	〃	〃	〃			〃
〃〃	〃	〃	新冠村			〃
〃〃	〃	〃	〃			〃

網走	紋別	釧路					帶廣		
網走郡	紋別郡	厚岸郡	白糠郡	阿寒郡	釧路郡	川上郡	河西郡	上川郡	河東郡
集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶
農村〃二部	農村〃二部	農村〃二部	農村〃二部	農村〃二部	農村〃二部	農村〃二部	農村〃二部	農村〃二部	農村〃二部
集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地一級地帶	集團地二級地帶
農村〃三部	農村〃三部	農村〃三部	農村〃三部	農村〃三部	農村〃三部	農村〃三部	農村〃三部	農村〃三部	農村〃四部
七〇〇	七〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	九〇〇	九〇〇	一、〇〇〇
美幌町	津別町、女滿別村、東藻琴村	厚岸町、濱中村、太田村	〃〃	白糠村、音別村	〃	阿寒村、鶴居村	〃	釧路村、昆布森村	〃〃
津別町、女滿別村、東藻琴村	美幌町、津別町、女滿別村、東藻琴村	〃〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃〃	標茶村、弟子屈村
斜里町、上斜里村、小清水村	〃〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
常呂村	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
六八〇	六八〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	八〇〇	九〇〇	九〇〇	一、〇〇〇
紋別町、上湧別村、下湧別村、上渚滑村、興部村、西興部村、雄武町、瀧ノ上町	渚滑村、遠輕町、白瀧村、丸瀬布村	〃〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃

	中川郡 廣尾郡	十勝池田		
	中川郡 十勝郡 足寄郡			
	根室郡 花咲郡 野付郡 標津郡 目梨郡	根室		
	集團農村	地部	九〇〇	幕別町
	集團農村	地部	一、〇〇〇	〃
	集團農村	地部	八〇〇	忠類村
	集團農村	地部	九〇〇	大樹村、廣尾町
	集團農村	地部	一、〇〇〇	廣尾町、大樹村、忠類村
	集團農村	地部	九〇〇	池田町、本別町、西足寄町、豊頃村
	集團農村	地部	一、〇〇〇	〃 〃 〃
	集團農村	地部	八〇〇	浦幌村、大津村
	集團農村	地部	一、〇〇〇	〃 〃
	集團農村	地部	八〇〇	陸別村
	集團農村	地部	一、〇〇〇	陸別村、足寄村
	集團農村	地部	四二五	根室町
	集團農村	地部	四五〇	和田村
	集團農村	地部	一、〇〇〇	根室町、和田村
	集團農村	地部	五〇〇	商舞村
	集團農村	地部	一、〇〇〇	〃
	集團農村	地部	四五〇	別海村
	集團農村	地部	一、〇〇〇	〃
	集團農村	地部	五一〇	標津村、中標津町
	集團農村	地部	一、〇〇〇	〃 〃
	集團農村	地部	四五〇	羅臼村
	集團農村	地部	一、〇〇〇	〃

借地權評定倍數

所轄署名	市名	適用地帶(階級)名	倍數	適用地帶の區域名
札幌	札幌市	集團地一級地帶	五五〇	一坪當りの賃貸價格が六圓を超える土地
〃	〃	〃 二	四四〇	〃
〃	〃	〃 三	三三〇	六圓以下の土地
〃	〃	〃 四	二二〇	三圓〃
〃	〃	農村部	—	二〇錢〃 六錢を超える土地
函館	函館市	中心地一級地帶	三〇〇	宅地の地域に同じ
〃	〃	〃 二	一八九	〃
〃	〃	住宅地一級地帶	一四〇	〃 深堀町、川原町、柳町、五稜郭町を除く）
〃	〃	〃 二	一三〇	宅地の地域に同じ（但し八幡町、白鳥町、田家町、大川町、港町を除く）
〃	〃	〃 三	一一〇	〃
〃	〃	〃 四	一〇〇	宅地の地域に同じ
〃	〃	特殊地溫泉地帶	一五六	〃
〃	〃	農村部	—	
小樽	小樽市	中心地一級地帶	三四〇	宅地の地域に同じ
〃	〃	〃 二	二四九	〃
〃	〃	住宅地一級地帶	二二五	〃
〃	〃	〃 二	一四〇	〃
〃	〃	〃 三	一二五	〃
〃	〃	農村部	—	
岩見澤	岩見澤市	集團地一級地帶	一三六	一坪當りの賃貸價格が一圓六〇錢を超える土地
〃	美唄市	〃 二	六八	〃 一圓六〇錢以下で六錢を超える土地
〃	〃	農村部	—	

夕張	夕張市	集團地一級地帶	宅地の地域に同じ	一五〇	一七
		〃二〃	〃	〃	
		農村部			
旭川	旭川市	中心地	宅地の地域に同じ	三一〇	一七
		商業地	〃	二五〇	
		住宅地	〃	一九〇	
		農村部			
留萌	留萌市	集團地一級地帶	一坪當りの賃貸價格が一圓六〇錢を超える土地	一三八	一七
		〃二〃	一圓六〇錢以下で六錢を超える土地	九九	
		農村部	〃		
稚内	稚内市	集團地一級地帶	一坪當りの賃貸價格が一圓六〇錢を超える土地	一六八	一七
		〃二〃	〃	八四	
		農村部			
室蘭	室蘭市	中心地	宅地の地域に同じ	二七六	一七
		商業地及び住宅地	〃	一七〇	
		場末地	〃	九〇	
		農村部			
苫小牧	苫小牧市	集團地一級地帶	一坪當りの賃貸價格が一圓六〇錢を超える土地	一五六	一七
		〃二〃	一圓六〇錢以下六錢を超える土地	六八	
		農村部	〃		
北見	北見市	集團地一級地帶	自大通一丁目表地間	一六四	一七
		〃二〃	至三條間の至西三丁目〃	八二	
		農村部	右以外の集團地で一坪當りの賃貸價格六錢を超える土地		
網走	網走市	集團地一級地帶	自南四條東三丁目	一六六	一七
		〃二〃	至〃西三丁目間	八三	
		農村部	右以外の集團地で一坪當りの賃貸價格六錢を超える土地		
釧路	釧路市	中心地一級地帶	一坪當りの賃貸價格が五圓一〇錢を超える土地	三九八	一七
		〃二〃地帶	五圓一〇錢以下の土地	三四〇	
		商業地一級地帶	〃 三圓九〇錢 〃	二〇〇	
		住宅地一級地帶	〃 二圓 〃	九〇	

不動産評定個別倍數

山林、原野の部

所轄署名	市郡名	適用地帶(階級)名	倍數	適用地帶の區域名
札幌	札幌市		五、八〇〇	
函館	函館市		五、八〇〇	
小樽	小樽市		五、一〇〇	
岩見澤	岩見澤市		四、八〇〇	
夕張	夕張市		四、八〇〇	
旭川	旭川市		五、八〇〇	
留萌	留萌市		四、四〇〇	
稚内	稚内市		四、四〇〇	
室蘭	室蘭市		五、五〇〇	
苫小牧	苫小牧市		四、四〇〇	
北見	北見市		五、一〇〇	
網走	網走市		四、八〇〇	
釧路	釧路市		五、五〇〇	
帶廣	帶廣市		五、五〇〇	
札幌	札幌郡		五、一〇〇	豐平町

釧路帶廣	釧路帶廣市	住宅地二級地帶農村部	一〇〇	一坪當りの賃貸價格が三五錢以下六錢を超える土地
		商業地住宅地末端地農村部	二六四	宅地の地域に同じ
			一九〇	〃
			一〇〇	〃

石狩	札幌郡	第一級地帯	五、一〇〇	琴似町、札幌村
	千歳郡	第二級地帯	四、八〇〇	江別町、手稲村、篠路村、廣島村
	厚田郡		四、四〇〇	惠庭村、千歳町
			四、四〇〇	石狩町、當別町、新篠津村
			四、一〇〇	厚田村
函館	龜田郡	第一級地帯	五、一〇〇	龜田村、錢龜澤村
		第二級地帯	四、八〇〇	戸井村、尻岸内村、銀法華村
渡島	龜田郡		五、一〇〇	大野村、七飯村
	上磯郡		四、八〇〇	上磯町、木古内町、茂別町、知内村
	茅部郡		四、四〇〇	鹿部村、臼尻村、尾札部村
	松前郡		四、一〇〇	松前町、福島町、吉岡村、大島村、大澤村、小島村
江差	檜山郡		四、一〇〇	江差町、泊村、厚澤部村、上ノ國村
	爾志郡		四、一〇〇	乙部村、熊石村
	久遠郡		四、一〇〇	久遠村、貝取澗村
	奥尻郡		四、一〇〇	奥尻村
八雲	山越郡		四、四〇〇	八雲町、長万部町
	茅部郡		四、四〇〇	森町、砂原村、落部村
	檜山郡		四、一〇〇	太櫓村
	太櫓郡		四、一〇〇	瀬棚町、東瀬棚村、今金町
	瀬棚郡		四、一〇〇	壽都町、黒松内村、樽岸村
壽都	壽都郡		四、一〇〇	東島牧村、西島牧村
	島牧郡		四、一〇〇	歌棄村、熱郛村
	歌棄郡		四、一〇〇	磯谷村、南尻別村
	磯谷郡		五、一〇〇	蘆谷村
小樽	忍路郡			
余市	余市郡	第一級地帯	五、一〇〇	余市町、大江村
	古平郡	第二級地帯	四、一〇〇	赤井川村
	積丹郡		四、一〇〇	古平町
			四、一〇〇	美國町
			四、一〇〇	余別村、入制村

倶知安	岩見澤	瀧川	石狩深川	旭川	上川	富良野	名寄	留萌	稚内	
虻田郡	空知郡	空知郡	雨龍郡	上川郡	上川郡	空知郡	上川郡	増毛郡	宗谷郡	
岩内郡	夕張郡	樺戸郡	空知郡	上川郡	上川郡	勇拂郡	中川郡	留萌郡	枝幸郡	
古宇郡	樺戸郡	濱益郡	空知郡	雨龍郡	上川郡	空知郡	上川郡	苫前郡	天塩郡	
第一級地帶				第一級地帶	第一級地帶	第一級地帶			禮文郡	
第二級地帶				第二級地帶	第二級地帶	第二級地帶			利尻郡	
四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、八〇〇	四、四〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	
倶知安町	三笠町、栗澤町、幌向村、北村	瀧川町、砂川町、上砂川町、奈井江町、歌志内町、芦別町、赤平町、江部乙村	深川町、一己村、妹背牛村、納内村、秩父別村、多度志村、北龍村、沼田町、雨龍村、幌加内村	東鷹栖村	神樂村、東神樂村、神居村、當麻村、比布村、永山村、東旭川村	富良野町、上富良野村、中富良野村	名寄町、風連村、多寄村、士別町、上士別村、和寒村、剣淵村、温根別村、下川町、朝日村	増毛町	宗谷村、猿拂村	
京極村、幹太町、留壽都村、喜茂別村、眞狩村	栗山町、長沼村、由仁村	新十津川村	濱益村	鷹栖村、江丹別村	東川村、上川村、愛別村、美瑛町	南富良野村、山部村、東山村	占冠村	小平村、鬼脇村	枝幸町、歌登村、頓別村、中頓別町	
岩内町、前田村、發足村、島野村、小澤村	浦臼村、月形村	濱益村						羽幌町、苫前村、初山別村、天賣村、焼尻村	天鹽町、遠別村、幌延村、豊富村	
泊村、神恵内村								美深町、知恵文村、常盤村、中川村	香深村、船泊村	
四、一〇〇	四、一〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	四、四〇〇	三、八〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	
									香形町、鷲泊村、鬼脇村、仙法志村	

室蘭	苫小牧	浦河	北見	網走	紋別	釧路	帯廣	十勝池田	根室
幌別郡	白老郡	浦河郡	常呂郡	斜網走郡	紋別郡	厚岸郡	河西郡	中川郡	花咲郡
有珠郡	勇拂郡	様似郡	紋別郡	常呂郡	紋別郡	釧路郡	上川郡	足寄郡	根室郡
虻田郡	沙流郡	幌泉郡	呂郡	里郡	別郡	川上郡	中川郡	十勝郡	標津郡
第一級地帯									
第二級地帯									
四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇
四、八〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇
四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇
四、〇〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇
伊達町	白老村	幌別村	端野村、訓子府村、置戸町、相内村、留邊藥町、佐呂間村、常呂村	女滿別村、東藻琴村、美幌町、津別町	紋別町、遠輕町、丸瀬布村、白瀧村、上湧別村、下湧別村、渚滑村、瀧ノ上町、興部村、西興部村、雄武町、上渚滑村	厚岸町、濱中村、太田村	大正村、川西村、中札内村、更別村、芽室町、御影村	池田町、本別町、西足寄町、豊頃村	根室町、和田村
壯瞥村、大瀧村	厚真村、安平村、鵡川村、穗別村	浦河町、荻伏村	生田原村	斜里町、上斜里村、小清水村	常呂村	釧路村、昆布森村	新得町、清水町	浦幌村、大津村	別海村
豊浦町、洞爺村、虻田町	門別村、平取村、日高村	幌泉村	紋別郡	常呂郡	紋別郡	阿寒村、鶴居村	晝更村、士幌村、上士幌村、鹿追村	足寄村、陸別村	標津村、中標津町
		様似村	新冠村	静内町	三石村	白糠村	幕別町		羅臼村
		幌泉郡	新冠郡	静内郡	三石郡	白糠郡	幕別郡		羅臼郡
		四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇
		四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇
		四、一〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、一〇〇
		四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	四、一〇〇	四、〇〇〇	四、〇

不動産評定個別倍數

家屋の部

◎注 1 市部郡部共集團地は一坪當りの賃貸價格が一圓五〇錢を超える家屋。
2 村落部は一坪當りの賃貸價格一圓五〇錢以下の家屋とする。

所轄署名	市名	適用地帶(階級)名	倍數	適用地帶の區域名
札幌	札幌市	集團部一級地帶	八五〇	一坪當りの賃貸價格が九圓を超える家屋
		二級地帶	九五〇	〃 九圓以下三圓を超える家屋
		三級地帶	一、一〇〇	〃 一圓五〇錢を超え三圓以下の家屋
		村落部	一、〇〇〇	〃 一圓五〇錢以下の家屋
函館	函館市	中心部一級地帶	五五〇	松風町、若松町、音羽町、高砂町
		二級地帶	五八〇	末廣町、地藏町、惠比須町
		集團部一級地帶	六〇〇	元町、會所町、曙町、汐見町、相生町、春日町、青柳町、住吉町、谷地頭町
		二級地帶	六五〇	辨天町、新濱町、臺場町、伸町、帆影町、小舟町、鰮澗町、臺町、山背泊町、船見町、天神町、旅籠町、鍛治町、大黒町、西濱町、幸町、仲濱町、大町、富岡町、東濱町
		三級地帶	六八〇	船場町、豊川町、眞砂町、鶴岡町、西川町、蓬萊町、賀町、東川町、榮町、旭町
		住宅部五級地帶	七〇〇	東雲町、大森町
		四級地帶		千歳町、新川町、大縄町、海岸町、宇賀浦町、堀川町、中島町、的場町、千代ケ岱町、日ノ出町、金堀町、高盛町
		六級地帶	八〇〇	時任町、本町、梁川町、五稜郭町、杉並町、人見町、松蔭町、柳町、川原町
		溫泉地帶		柏木町、乃木町
		村落部	八五〇	松川町、万代町、宮前町、八幡町、亀田町、白鳥町、田家町、大川町、追分町、北濱町、湊野町、港町
			一、〇〇〇	深堀町、駒場町、湯倉町、鮫川町、湯濱町、湯川町、根崎町、戸倉町、榎本町、高松町
			一、三〇〇	右以外の町全部

小樽	小樽市	中心部一帶地帶	七〇〇	稻穗町、花園町、南濱町、入舟町一丁目〜三丁目、手宮町二丁目〜四丁目、北濱町、堺町、港町、山田町、錦町の中一坪當賃貸價格一五圓を超える家屋
		二級地帶	七五〇	同　五圓を超え一五圓以下の家屋
		三級地帶	八〇〇	同　五圓未滿の家屋
		住宅部一級地帶	八〇〇	緑町、富岡町、相生町、東雲町、奥澤町一丁目〜二丁目、入舟町四丁目〜六丁目
		二級地帶	八五〇	山ノ上町、住初町、信香町、若松町、量德町、住ノ江町、新地町、新富町、高砂町、開運町、永井町、豊川町、石山町、砂留町
		場末部一級地帶	九五〇	奥澤町三丁目〜七丁目、入舟町七丁目〜九丁目、有幌町、柳町、京　町、仲之町
		二級地帶	一、〇〇〇	辨天町、羽衣町、勝納町、北高島町、南高島町
		村落部	一、二〇〇	松ヶ枝町、天神町、若竹町、潮見臺町、清水町、長橋町、梅ヶ枝町、末廣町、厩町、手宮町一丁目、眞榮町、南祝津町、北祝津町、南赤岩町、最上町、坂本町、源町、幸町、松山町
				朝里町、錢函町、張碓町
岩見澤	岩見澤市	集團部	九五〇	一坪當りの賃貸價格が一圓五〇錢を超える家屋
		村落部	一、五〇〇	〃　一圓五〇錢以下の家屋
	美唄市	集團部	一、〇〇〇	〃　一圓五〇錢を超える家屋
		村落部	一、五〇〇	〃　一圓五〇錢以下の家屋
夕張	夕張市	集團部	九五〇	本町、末廣町、鹿の谷、若菜（家屋番號一番より一八七番）鹿島、日吉、社光、高松、常盤、昭和、住初、福住、旭町、千代田、富岡、錦、小松、眞谷地、清水澤、丁末
		村落部	一、四〇〇	若菜（一八八番以降）富野、登川、楓、南部、瀧の上、紅葉山、沼の澤
旭川	旭川市	中心部一級地帶	七〇〇	宮下通七丁目（家屋番號一の二）同八丁目（家屋自四番號至本一六、一七）、一條通七丁目（家屋番號一〇、一一）同八丁目（家屋自一番號至四の二、二〇）、二條通七丁目（家屋自七番號至九自二六）、二條通八丁目（家屋自一番號至四至一八の二、二六）、三條通七丁目（家屋番號一九、一九の二、自四五至五〇）、三條通八丁目（家屋自一番號至五二一、二二、二四）、四條通七丁目（家屋番號自一七自三八至一九至四二）、四條通八丁目（家屋自一番號至三の三、二五、二六、二八）、五條通七丁目（家屋自一〇自三八番號至一五至四二）、五條通八丁目（家屋自一番號至四三八の三）、六條通七丁目（家屋番號五、六自二三至二八）、六條通八丁目（家屋自一番號至三の二至二八）自二四）

0383

旭川		
旭川市		
中心部二級地帯		

宮下通七丁目、八丁目の一部（一級地帯）、一條通一丁目（家屋番號一、自一二〇二八、至二〇二九、自三五至三八四一）、一條通二丁目（家屋番號一、一二、一三、一六、自一九至二一、自三六至三九、至四二、自四四至四五）、一條通三丁目（家屋番號一、至一九、三五、三六、三九、四〇、四二）、一條通四丁目（家屋番號一、自一二至一六、一八、一九、自三六至四四）、一條通五丁目（家屋番號一、一三、一五、一九、二〇、二二、二六、自九至四三）、一條通六丁目（家屋番號一、二二）、一條通七丁目の一部（一級地帯を除く）、一條通九丁目（家屋番號一、一三、自一六至一九、自三五至四三）、一條通十丁目（家屋番號一、自一三、自二四至二八、三一）、一條通十一丁目（家屋番號一、一三、一四、自一六、自三二至三八、四二）、一條通十二丁目（家屋番號一、一七、一八、自二〇至二四、四〇、四一、四四、四六）、一條通十三丁目（家屋番號一、自一六、自二一至一九、至二五、三三、三四、三五）、一條通十四丁目（家屋番號一、一六、一八、二〇、二二、二三、二四、自二六、自三九、四六）、一條通十五丁目（家屋番號一、一八、一九、自二一、自二五、自四〇、至二八、至四三、四六）、一條通六丁目（家屋番號三二、三三）、二條通七八丁目の一部（一級地帯を除く）、二條通九丁目（家屋番號九、一〇至一八、自二三、自一二至三四の二、三六、三七、三八の二、四〇）、二條通十丁目（家屋番號一、自一二、自一七、自二七至二一、至三一、三四）、二條通十一丁目（家屋番號一、自一三、二二、三二、三四、三四の二、自三六至二〇、三九）、二條通十二丁目（家屋番號一、二四、二六、自二八、自三二、自四八、至三〇、至三四、至五三、五五、五六）、二條通十三丁目（家屋番號一、自一九至三一、三九、四〇）、二條通十四丁目（家屋番號一、自一五、二五、自三四、至三七、四〇、四一、自四三至四五）、二條通十五丁目（家屋番號一、自二二、自二六、自四九、自五四、至二五、至二九、至三五、至五二、至五九）、三條通六丁目（家屋番號至一八、至五一）、三條通七八丁目（一級地帯を除く）、三條通九丁目（家屋番號一、自一四、自二八、至二二、至三一）、三條通十丁目（家屋番號一、一一、自一三、自一七、二九、三〇、三三、三五）、三條通十一丁目（家屋番號一、一三、自一五、至一八、二〇、二一、二四、自三八、至四三）、三條通十二丁目（家屋番號一、自一四、自三六、四四）、三條通十三丁目（家屋番號一、自一五、二二、二四、四〇、四一、四三）、三條通十四丁目（家屋番號一六、自一八、二三、至二四、自二六、家五三、至三〇、至六三）、三條通十五丁目（家屋自一二八、番號至四一二八）、四條通六丁目（家屋番號二三、二四、二六、五二）、四條通七八丁目の一部（一級地帯を除く）、四條通九丁目（家屋番號一、自一二、至二四二八）、四條通十丁目（家屋番號二、至一七

0384

旭川	旭川市	中心部二級地帯	八〇〇	一九)、四條通十二丁目(番家號屋七、九、一〇至自一二至自五三至自一二、四條通十三丁目(番家號屋一、三至自五、七、九、一一、四條通十四丁目(番家號屋一、四、一五至自一二三九一八至自四四三九五、四條通十五丁目(番家號屋一、五、六、五、七)、四條通十六丁目(番家號屋一、四、一八至自二二二五至自四三六、四條通十七丁目(番家號屋一、四、一九至自二二二五至自四三七)、四條通十八丁目(番家號屋一、四、二〇至自二二二五至自四三八)、四條通十九丁目(番家號屋一、四、二一至自二二二五至自四三九)、五條通一丁目(番家號屋一、五、二至自二二二五至自四四〇)、五條通二丁目(番家號屋一、五、三至自二二二五至自四四一)、五條通三丁目(番家號屋一、五、四至自二二二五至自四四二)、五條通四丁目(番家號屋一、五、五至自二二二五至自四四三)、五條通五丁目(番家號屋一、五、六至自二二二五至自四四四)、五條通六丁目(番家號屋一、五、七至自二二二五至自四四五)、五條通七丁目(番家號屋一、五、八至自二二二五至自四四六)、五條通八丁目(番家號屋一、五、九至自二二二五至自四四七)、五條通九丁目(番家號屋一、五、一〇至自二二二五至自四四八)、五條通十丁目(番家號屋一、五、一一至自二二二五至自四四九)、五條通十一丁目(番家號屋一、五、一二至自二二二五至自四五〇)、五條通十二丁目(番家號屋一、五、一三至自二二二五至自四五一)、五條通十三丁目(番家號屋一、五、一四至自二二二五至自四五二)、五條通十四丁目(番家號屋一、五、一五至自二二二五至自四五三)、五條通十五丁目(番家號屋一、五、一六至自二二二五至自四五四)、五條通十六丁目(番家號屋一、五、一七至自二二二五至自四五五)、五條通十七丁目(番家號屋一、五、一八至自二二二五至自四五六)、五條通十八丁目(番家號屋一、五、一九至自二二二五至自四五七)、六條通一丁目(番家號屋一、六、二至自二二二五至自四五八)、六條通二丁目(番家號屋一、六、三至自二二二五至自四五九)、六條通三丁目(番家號屋一、六、四至自二二二五至自四六〇)、六條通四丁目(番家號屋一、六、五至自二二二五至自四六一)、六條通五丁目(番家號屋一、六、六至自二二二五至自四六二)、六條通六丁目(番家號屋一、六、七至自二二二五至自四六三)、六條通七丁目(番家號屋一、六、八至自二二二五至自四六四)、六條通八丁目(番家號屋一、六、九至自二二二五至自四六五)、六條通九丁目(番家號屋一、六、一〇至自二二二五至自四六六)、六條通十丁目(番家號屋一、六、一一至自二二二五至自四六七)、六條通十一丁目(番家號屋一、六、一二至自二二二五至自四六八)、六條通十二丁目(番家號屋一、六、一三至自二二二五至自四六九)、六條通十三丁目(番家號屋一、六、一四至自二二二五至自四七〇)、六條通十四丁目(番家號屋一、六、一五至自二二二五至自四七一)、六條通十五丁目(番家號屋一、六、一六至自二二二五至自四七二)、六條通十六丁目(番家號屋一、六、一七至自二二二五至自四七三)、六條通十七丁目(番家號屋一、六、一八至自二二二五至自四七四)、六條通十八丁目(番家號屋一、六、一九至自二二二五至自四七五)、七條通一丁目(番家號屋一、七、二至自二二二五至自四七六)、七條通二丁目(番家號屋一、七、三至自二二二五至自四七七)、七條通三丁目(番家號屋一、七、四至自二二二五至自四七八)、七條通四丁目(番家號屋一、七、五至自二二二五至自四七九)、七條通五丁目(番家號屋一、七、六至自二二二五至自四八〇)、七條通六丁目(番家號屋一、七、七至自二二二五至自四八一)、七條通七丁目(番家號屋一、七、八至自二二二五至自四八二)、七條通八丁目(番家號屋一、七、九至自二二二五至自四八三)、七條通九丁目(番家號屋一、七、一〇至自二二二五至自四八四)、七條通十丁目(番家號屋一、七、一一至自二二二五至自四八五)、七條通十一丁目(番家號屋一、七、一二至自二二二五至自四八六)、七條通十二丁目(番家號屋一、七、一三至自二二二五至自四八七)、七條通十三丁目(番家號屋一、七、一四至自二二二五至自四八八)、七條通十四丁目(番家號屋一、七、一五至自二二二五至自四八九)、七條通十五丁目(番家號屋一、七、一六至自二二二五至自四九〇)、七條通十六丁目(番家號屋一、七、一七至自二二二五至自四九一)、七條通十七丁目(番家號屋一、七、一八至自二二二五至自四九二)、七條通十八丁目(番家號屋一、七、一九至自二二二五至自四九三)、八條通一丁目(番家號屋一、八、二至自二二二五至自四九四)、八條通二丁目(番家號屋一、八、三至自二二二五至自四九五)、八條通三丁目(番家號屋一、八、四至自二二二五至自四九六)、八條通四丁目(番家號屋一、八、五至自二二二五至自四九七)、八條通五丁目(番家號屋一、八、六至自二二二五至自四九八)、八條通六丁目(番家號屋一、八、七至自二二二五至自四九九)、八條通七丁目(番家號屋一、八、八至自二二二五至自五〇〇)、八條通八丁目(番家號屋一、八、九至自二二二五至自五〇一)、八條通九丁目(番家號屋一、八、一〇至自二二二五至自五〇二)、八條通十丁目(番家號屋一、八、一一至自二二二五至自五〇三)、八條通十一丁目(番家號屋一、八、一二至自二二二五至自五〇四)、八條通十二丁目(番家號屋一、八、一三至自二二二五至自五〇五)、八條通十三丁目(番家號屋一、八、一四至自二二二五至自五〇六)、八條通十四丁目(番家號屋一、八、一五至自二二二五至自五〇七)、八條通十五丁目(番家號屋一、八、一六至自二二二五至自五〇八)、八條通十六丁目(番家號屋一、八、一七至自二二二五至自五〇九)、八條通十七丁目(番家號屋一、八、一八至自二二二五至自五一〇)、八條通十八丁目(番家號屋一、八、一九至自二二二五至自五一一)、九條通一丁目(番家號屋一、九、二至自二二二五至自五一二)、九條通二丁目(番家號屋一、九、三至自二二二五至自五一三)、九條通三丁目(番家號屋一、九、四至自二二二五至自五一四)、九條通四丁目(番家號屋一、九、五至自二二二五至自五一五)、九條通五丁目(番家號屋一、九、六至自二二二五至自五一六)、九條通六丁目(番家號屋一、九、七至自二二二五至自五一七)、九條通七丁目(番家號屋一、九、八至自二二二五至自五一八)、九條通八丁目(番家號屋一、九、九至自二二二五至自五一九)、九條通九丁目(番家號屋一、九、一〇至自二二二五至自五二〇)、九條通十丁目(番家號屋一、九、一一至自二二二五至自五二一)、九條通十一丁目(番家號屋一、九、一二至自二二二五至自五二二)、九條通十二丁目(番家號屋一、九、一三至自二二二五至自五二三)、九條通十三丁目(番家號屋一、九、一四至自二二二五至自五二四)、九條通十四丁目(番家號屋一、九、一五至自二二二五至自五二五)、九條通十五丁目(番家號屋一、九、一六至自二二二五至自五二六)、九條通十六丁目(番家號屋一、九、一七至自二二二五至自五二七)、九條通十七丁目(番家號屋一、九、一八至自二二二五至自五二八)、九條通十八丁目(番家號屋一、九、一九至自二二二五至自五二九)、十條通一丁目(番家號屋一、一〇、二至自二二二五至自五三〇)、十條通二丁目(番家號屋一、一〇、三至自二二二五至自五三一)、十條通三丁目(番家號屋一、一〇、四至自二二二五至自五三二)、十條通四丁目(番家號屋一、一〇、五至自二二二五至自五三三)、十條通五丁目(番家號屋一、一〇、六至自二二二五至自五三四)、十條通六丁目(番家號屋一、一〇、七至自二二二五至自五三五)、十條通七丁目(番家號屋一、一〇、八至自二二二五至自五三六)、十條通八丁目(番家號屋一、一〇、九至自二二二五至自五三七)、十條通九丁目(番家號屋一、一〇、一〇至自二二二五至自五三八)、十條通十丁目(番家號屋一、一〇、一一至自二二二五至自五三九)、十條通十一丁目(番家號屋一、一〇、一二至自二二二五至自五四〇)、十條通十二丁目(番家號屋一、一〇、一三至自二二二五至自五四一)、十條通十三丁目(番家號屋一、一〇、一四至自二二二五至自五四二)、十條通十四丁目(番家號屋一、一〇、一五至自二二二五至自五四三)、十條通十五丁目(番家號屋一、一〇、一六至自二二二五至自五四四)、十條通十六丁目(番家號屋一、一〇、一七至自二二二五至自五四五)、十條通十七丁目(番家號屋一、一〇、一八至自二二二五至自五四六)、十條通十八丁目(番家號屋一、一〇、一九至自二二二五至自五四七)、十一條通一丁目(番家號屋一、一一、二至自二二二五至自五四八)、十一條通二丁目(番家號屋一、一一、三至自二二二五至自五四九)、十一條通三丁目(番家號屋一、一一、四至自二二二五至自五五〇)、十一條通四丁目(番家號屋一、一一、五至自二二二五至自五五一)、十一條通五丁目(番家號屋一、一一、六至自二二二五至自五五二)、十一條通六丁目(番家號屋一、一一、七至自二二二五至自五五三)、十一條通七丁目(番家號屋一、一一、八至自二二二五至自五五四)、十一條通八丁目(番家號屋一、一一、九至自二二二五至自五五五)、十一條通九丁目(番家號屋一、一一、一〇至自二二二五至自五五六)、十一條通十丁目(番家號屋一、一一、一一至自二二二五至自五五七)、十一條通十一丁目(番家號屋一、一一、一二至自二二二五至自五五八)、十一條通十二丁目(番家號屋一、一一、一三至自二二二五至自五五九)、十一條通十三丁目(番家號屋一、一一、一四至自二二二五至自五六〇)、十一條通十四丁目(番家號屋一、一一、一五至自二二二五至自五六一)、十一條通十五丁目(番家號屋一、一一、一六至自二二二五至自五六二)、十一條通十六丁目(番家號屋一、一一、一七至自二二二五至自五六三)、十一條通十七丁目(番家號屋一、一一、一八至自二二二五至自五六四)、十一條通十八丁目(番家號屋一、一一、一九至自二二二五至自五六五)、十二條通一丁目(番家號屋一、一二、二至自二二二五至自五六六)、十二條通二丁目(番家號屋一、一二、三至自二二二五至自五六七)、十二條通三丁目(番家號屋一、一二、四至自二二二五至自五六八)、十二條通四丁目(番家號屋一、一二、五至自二二二五至自五六九)、十二條通五丁目(番家號屋一、一二、六至自二二二五至自五七〇)、十二條通六丁目(番家號屋一、一二、七至自二二二五至自五七一)、十二條通七丁目(番家號屋一、一二、八至自二二二五至自五七二)、十二條通八丁目(番家號屋一、一二、九至自二二二五至自五七三)、十二條通九丁目(番家號屋一、一二、一〇至自二二二五至自五七四)、十二條通十丁目(番家號屋一、一二、一一至自二二二五至自五七五)、十二條通十一丁目(番家號屋一、一二、一二至自二二二五至自五七六)、十二條通十二丁目(番家號屋一、一二、一三至自二二二五至自五七七)、十二條通十三丁目(番家號屋一、一二、一四至自二二二五至自五七八)、十二條通十四丁目(番家號屋一、一二、一五至自二二二五至自五七九)、十二條通十五丁目(番家號屋一、一二、一六至自二二二五至自五八〇)、十二條通十六丁目(番家號屋一、一二、一七至自二二二五至自五八一)、十二條通十七丁目(番家號屋一、一二、一八至自二二二五至自五八二)、十二條通十八丁目(番家號屋一、一二、一九至自二二二五至自五八三)、十三條通一丁目(番家號屋一、一三、二至自二二二五至自五八四)、十三條通二丁目(番家號屋一、一三、三至自二二二五至自五八五)、十三條通三丁目(番家號屋一、一三、四至自二二二五至自五八六)、十三條通四丁目(番家號屋一、一三、五至自二二二五至自五八七)、十三條通五丁目(番家號屋一、一三、六至自二二二五至自五八八)、十三條通六丁目(番家號屋一、一三、七至自二二二五至自五八九)、十三條通七丁目(番家號屋一、一三、八至自二二二五至自五九〇)、十三條通八丁目(番家號屋一、一三、九至自二二二五至自五九一)、十三條通九丁目(番家號屋一、一三、一〇至自二二二五至自五九二)、十三條通十丁目(番家號屋一、一三、一一至自二二二五至自五九三)、十三條通十一丁目(番家號屋一、一三、一二至自二二二五至自五九四)、十三條通十二丁目(番家號屋一、一三、一三至自二二二五至自五九五)、十三條通十三丁目(番家號屋一、一三、一四至自二二二五至自五九六)、十三條通十四丁目(番家號屋一、一三、一五至自二二二五至自五九七)、十三條通十五丁目(番家號屋一、一三、一六至自二二二五至自五九八)、十三條通十六丁目(番家號屋一、一三、一七至自二二二五至自五九九)、十三條通十七丁目(番家號屋一、一三、一八至自二二二五至自六〇〇)、十三條通十八丁目(番家號屋一、一三、一九至自二二二五至自六〇一)、十四條通一丁目(番家號屋一、一四、二至自二二二五至自六〇二)、十四條通二丁目(番家號屋一、一四、三至自二二二五至自六〇三)、十四條通三丁目(番家號屋一、一四、四至自二二二五至自六〇四)、十四條通四丁目(番家號屋一、一四、五至自二二二五至自六〇五)、十四條通五丁目(番家號屋一、一四、六至自二二二五至自六〇六)、十四條通六丁目(番家號屋一、一四、七至自二二二五至自六〇七)、十四條通七丁目(番家號屋一、一四、八至自二二二五至自六〇八)、十四條通八丁目(番家號屋一、一四、九至自二二二五至自六〇九)、十四條通九丁目(番家號屋一、一四、一〇至自二二二五至自六一〇)、十四條通十丁目(番家號屋一、一四、一一至自二二二五至自六一一)、十四條通十一丁目(番家號屋一、一四、一二至自二二二五至自六一二)、十四條通十二丁目(番家號屋一、一四、一三至自二二二五至自六一三)、十四條通十三丁目(番家號屋一、一四、一四至自二二二五至自六一四)、十四條通十四丁目(番家號屋一、一四、一五至自二二二五至自六一五)、十四條通十五丁目(番家號屋一、一四、一六至自二二二五至自六一六)、十四條通十六丁目(番家號屋一、一四、一七至自二二二五至自六一七)、十四條通十七丁目(番家號屋一、一四、一八至自二二二五至自六一八)、十四條通十八丁目(番家號屋一、一四、一九至自二二二五至自六一九)、十五條通一丁目(番家號屋一、一五、二至自二二二五至自六二〇)、十五條通二丁目(番家號屋一、一五、三至自二二二五至自六二一)、十五條通三丁目(番家號屋一、一五、四至自二二二五至自六二二)、十五條通四丁目(番家號屋一、一五、五至自二二二五至自六二三)、十五條通五丁目(番家號屋一、一五、六至自二二二五至自六二四)、十五條通六丁目(番家號屋一、一五、七至自二二二五至自六二五)、十五條通七丁目(番家號屋一、一五、八至自二二二五至自六二六)、十五條通八丁目(番家號屋一、一五、九至自二二二五至自六二七)、十五條通九丁目(番家號屋一、一五、一〇至自二二二五至自六二八)、十五條通十丁目(番家號屋一、一五、一一至自二二二五至自六二九)、十五條通十一丁目(番家號屋一、一五、一二至自二二二五至自六三〇)、十五條通十二丁目(番家號屋一、一五、一三至自二二二五至自六三一)、十五條通十三丁目(番家號屋一、一五、一四至自二二二五至自六三二)、十五條通十四丁目(番家號屋一、一五、一五至自二二二五至自六三三)、十五條通十五丁目(番家號屋一、一五、一六至自二二二五至自六三四)、十五條通十六丁目(番家號屋一、一五、一七至自二二二五至自六三五)、十五條通十七丁目(番家號屋一、一五、一八至自二二二五至自六三六)、十五條通十八丁目(番家號屋一、一五、一九至自二二二五至自六三七)、十六條通一丁目(番家號屋一、一六、二至自二二二五至自六三八)、十六條通二丁目(番家號屋一、一六、三至自二二二五至自六三九)、十六條通三丁目(番家號屋一、一六、四至自二二二五至自六四〇)、十六條通四丁目(番家號屋一、一六、五至自二二二五至自六四一)、十六條通五丁目(番家號屋一、一六、六至自二二二五至自六四二)、十六條通六丁目(番家號屋一、一六、七至自二二二五至自六四三)、十六條通七丁目(番家號屋一、一六、八至自二二二五至自六四四)、十六條通八丁目(番家號屋一、一六、九至自二二二五至自六四五)、十六條通九丁目(番家號屋一、一六、一〇至自二二二五至自六四六)、十六條通十丁目(番家號屋一、一六、一一至自二二二五至自六四七)、十六條通十一丁目(番家號屋一、一六、一二至自二二二五至自六四八)、十六條通十二丁目(番家號屋一、一六、一三至自二二二五至自六四九)、十六條通十三丁目(番家號屋一、一六、一四至自二二二五至自六五〇)、十六條通十四丁目(番家號屋一、一六、一五至自二二二五至自六五一)、十六條通十五丁目(番家號屋一、一六、一六至自二二二五至自六五二)、十六條通十六丁目(番家號屋一、一六、一七至自二二二五至自六五三)、十六條通十七丁目(番家號屋一、一六、一八至自二二二五至自六五四)、十六條通十八丁目(番家號屋一、一六、一九至自二二二五至自六五五)、十七條通一丁目(番家號屋一、一七、二至自二二二五至自六五六)、十七條通二丁目(番家號屋一、一七、三至自二二二五至自六五七)、十七條通三丁目(番家號屋一、一七、四至自二二二五至自六五八)、十七條通四丁目(番家號屋一、一七、五至自二二二五至自六五九)、十七條通五丁目(番家號屋一、一七、六至自二二二五至自六六〇)、十七條通六丁目(番家號屋一、一七、七至自二二二五至自六六一)、十七條通七丁目(番家號屋一、一七、八至自二二二五至自六六二)、十七條通八丁目(番家號屋一、一七、九至自二二二五至自六六三)、十七條通九丁目(番家號屋一、一七、一〇至自二二二五至自六六四)、十七條通十丁目(番家號屋一、一七、一一至自二二二五至自六六五)、十七條通十一丁目(番家號屋一、一七、一二至自二二二五至自六六六)、十七條通十二丁目(番家號屋一、一七、一三至自二二二五至自六六七)、十七條通十三丁目(番家號屋一、一七、一四至自二二二五至自六六八)、十七條通十四丁目(番家號屋一、一七、一五至自二二二五至自六六九)、十七條通十五丁目(番家號屋一、一七、一六至自二二二五至自六七〇)、十七條通十六丁目(番家號屋一、一七、一七至自二二二五至自六七一)、十七條通十七丁目(番家號屋一、一七、一八至自二二二五至自六七二)、十七條通十八丁目(番家號屋一、一七、一九至自二二二五至自六七三)、十八條通一丁目(番家號屋一、一八、二至自二二二五至自六七四)、十八條通二丁目(番家號屋一、一八、三至自二二二五至自六七五)、十八條通三丁目(番家號屋一、一八、四至自二二二五至自六七六)、十八條通四丁目(番家號屋一、一八、五至自二二二五至自六七七)、十八條通五丁目(番家號屋一、一八、六至自二二二五至自六七八)、十八條通六丁目(番家號屋一、一八、七至自二二二五至自六七九)、十八條通七丁目(番家號屋一、一八、八至自二二二五至自六八〇)、十八條通八丁目(番家號屋一、一八、九至自二二二五至自六八一)、十八條通九丁目(番家號屋一、一八、一〇至自二二二五至自六八二)、十八條通十丁目(番家號屋一、一八、一一至自二二二五至自六八三)、十八條通十一丁目(番家號屋一、一八、一二至自二二二五至自六八四)、十八條通十二丁目(番家號屋一、一八、一三至自二二二五至自六八五)、十八條通十三丁目(番家號屋一、一八、一四至自二二二五至自六八六)、十八條通十四丁目(番家號屋一、一八、一五至自二二二五至自六八七)、十八條通十五丁目(番家號屋一、一八、一六至自二二二五至自六八八)、十八條通十六丁目(番家號屋一、一八、一七至自二二二五至自六八九)、十八條通十七丁目(番家號屋一、一八、一八至自二二二五至自六九〇)、十八條通十八丁目(番家號屋一、一八、一九至自二二二五至自六九一)、十九條通一丁目(番家號屋一、一九、二至自二二二五至自六九二)、十九條通二丁目(番家號屋一、一九、三至自二二二五至自六九三)、十九條通三丁目(番家號屋一、一九、四至自二二二五至自六九四)、十九條通四丁目(番家號屋一、一九、五至自二二二五至自六九五)、十九條通五丁目(番家號屋一、一九、六至自二二二五至自六九六)、十九條通六丁目(番家號屋一、一九、七至自二二二五至自六九七)、十九條通七丁目(番家號屋一、一九、八至自二二二五至自六九八)、十九條通八丁目(番家號屋一、一九、九至自二二二五至自六九九)、十九條通九丁目(番家號屋一、一九、一〇至自二二二五至自七〇〇)、十九條通十丁目(番家號屋一、一九、一一至自二二二五至自七〇一)、十九條通十一丁目(番家號屋一、一九、一二至自二二二五至自七〇二)、十九條通十二丁目(番家號屋一、一九、一三至自二二二五至自七〇三)、十九條通十三丁目(番家號屋一、一九、一四至自二二二五至自七〇四)、十九條通十四丁目(番家號屋一、一九、一五至自二二二五至自七〇五)、十九條通十五丁目(番家號屋一、一九、一六至自二二二五至自七〇六)、十九條通十六丁目(番家號屋一、一九、一七至自二二二五至自七〇七)、十九條通十七丁目(番家號屋一、一九、一八至自二二二五至自七〇八)、十九條通十八丁目(番家號屋一、一九、一九至自二二二五至自七〇九)、二十條通一丁目(番家號屋一、二〇、二至自二二二五至自七一〇)、二十條通二丁目(番家號屋一、二〇、三至自二二二五至自七一一)、二十條通三丁目(番家號屋一、二〇、四至自二二二五至自七一二)、二十條通四丁目(番家號屋一、二〇、五至自二二二五至自七一三)、二十條通五丁目(番家號屋一、二〇、六至自二二二五至自七一四)、二十條通六丁目(番家號屋一、二〇、七至自二二二五至自七一五)、二十條通七丁目(番家號屋一、二〇、八至自二二二五至自七一六)、二十條通八丁目(番家號屋一、二〇、九至自二二二五至自七一七)、二十條通九丁目(番家號屋一、二〇、一〇至自二二二五至自七一八)、二十條通十丁目(番家號屋一、二〇、一一至自二二二五至自七一九)、二十條通十一丁目(番家號屋一、二〇、一二至自二二二五至自七二〇)、二十條通十二丁目(番家號屋一、二〇、一三至自二二二五至自七二一)、二十條通十三丁目(番家號屋一、二〇、一四至自二二二五至自七二二)、二十條通十四丁目(番家號屋一、二〇、一五至自二二二五至自七二三)、二十條通十五丁目(番家號屋一、二〇、一六至自二二二五至自七二四)、二十條通十六丁目(番家號屋一、二〇、一七至自二二二五至自七二五)、二十條通十七丁目(番家號屋一、二〇、一八至自二二二五至自七二六)、二十條通十八丁目(番家號屋一、二〇、一九至自二二二五至自七二七)、二十一條通一丁目(番家號屋一、二一、二至自二二二五至自七二八)、二十一條通二丁目(番家號屋一、二一、三至自二二二五至自七二九)、二十一條通三丁目(番家號屋一、二一、四至自二二二五至自七三〇)、二十一條通四丁目(番家號屋一、二一、五至自二二二五至自七三一)、二十一條通五丁目(番家號屋一、二一、六至自二二二五至自七三二)、二十一條通六丁目(番家號屋一、二一、七至自二二二五至自七三三)、二十一條通七丁目(番家號屋一、二一、八至自二二二五至自七三四)、二十一條通八丁目(番家號屋一、二一、九至自二二二五至自七三五)、二十一條通九丁目(番家號屋一、二一、一〇至自二二二五至自七三六)、二十一條通十丁目(番家號屋一、二一、一一至自二二二五至自七三七)、二十一條通十一丁目(番家號屋一、二一、一二至自二二二五至自七三八)、二十一條通十二丁目(番家號屋一、二一、一三至自二二二五至自七三九)、二十一條通十三丁目(番家號屋一、二一、一四至自二二二五至自七四〇)、二十一條通十四丁目(番家號屋一、二一、一五至自二二二五至自七四一)、二十一條通十五丁目(番家號屋一、二一、一六至自二二二五至自七四二)、二十一條通十六丁目(番家號屋一、二一、一七至自二二二五至自七四三)、二十一條通十七丁目(番家號屋一、二一、一八至自二二二五至自七四四)、二十一條通十八丁目(番家號屋一、二一、一九至自二二二五至自七四五)、二十二條通一丁目(番家號屋一、二二、二至自二二二五至自七四六)、二十二條通二丁目(番家號屋一、二二、三至自二二二五至自七四七)、二十二條通三丁目(番家號屋一、二二、四至自二二二五至自七四八)、二十二條通四丁目(番家號屋一、二二、五至自二二二五至自七四九)、二十二條通五丁目(番家號屋一、二二、六至自二二二五至自七五〇)、二十二條通六丁目(番家號屋一、二二、七至自二二二五至自七五一)、二十二條通七丁目(番家號屋一、二二、八至自二二二五至自七五二)、二十二條通八丁目(番家號屋一、二二、九至自二二二五至自七五三)、二十二條通九丁目(番家號屋一、二二、一〇至自二二二五至自七五四)、二十二條通十丁目(番家號屋一、二二、一一至自二二二五至自七五五)、二十二條通十一丁目(番家號屋一、二二、一二至自二二二五至自七五六)、二十二條通十二丁目(番家號屋一、二二、一三至自二二二五至自七五七)、二十二條通十三丁目(番家號屋一、二二、一四至自二二二五至自七五八)、二十二條通十四丁目(番家號屋一、二二、一五至自二二二五至自七五九)、二十二條通十五丁目(番家號屋一、二二、一六至自二二二五至自七六〇)、二十二條通十六丁目(番家號屋一、二二、一七至自二二二五至自七六一)、二十二條通十七丁目(番家號屋一、二二、一八至自二二二五至自七六二)、二十二條通十八丁目(番家號屋一、二二、一九至自二二二五至自七六三)、二十三條通一丁目(番家號屋一、二三、二至自二二二五至自七六四)、二十三條通二丁目(番家號屋一、二三、三至自二二二五至自七六五)、二十三條通三丁目(番家號屋一、二三、四至自二二二五至自七六六)、二十三條通四丁目(番家號屋一、二三、五至自二二二五至自七六七)、二十三條通五丁目(番家號屋一、二三、六至自二二二五至自七六八)、二十三條通六丁目(番家號屋一、二三、七至自二二二五至自七六九)、二十三條通七丁目(番家號屋一、二三、八至自二二二五至自七七〇)、二十三條通八丁目(番家號屋一、二三、九至自二二二五至自七七一)、二十三條通九丁目(番家號屋一、二三、一〇至自二二二五至自七七二)、二十三條通十丁目(番家號屋一、二三、一一至自二二二五至自七七三)、二十三條通十一丁目(番家號屋一、二三、一二至自二二二五至自七七四)、二十三條通十二丁目(番家號屋一、二三、一三至自二二二五至自七七五)、二十三條通十三丁目(番家號屋一、二三、一四至自二二二五至自七七六)、二十三條通十四丁目(番家號屋一、二三、一五至自二二二五至自七七七)、二十三條通十五丁目(番家號屋一、二三、一六至自二二二五至自七七八)、二十三條通十六丁目(番家號屋一、二三、一七至自二二二五至自七七九)、二十三條通十七丁目(番家號屋一、二三、一八至自二二二五至自七八〇)、二十三條通十八丁目(番家號屋一、二三、一九至自二二二五至自七八一)、二十四條通一丁目(番家號屋一、二四、二至自二二二五至自七八二)、二十四條通二丁目(番家號屋一、二四、三至自二二二五至自七八三)、二十四條通三丁目(番家號屋一、二四、四至自二二二五至自七八四)、二十四條通四丁目(番家號屋一、二四、五至自二二二五至自七八五)、二十四條通五丁目(番家號屋一、二四、六至自二二二五至自七八六)、二十四條通六丁目(番家號屋一、二四、七至自二二二五至自七八七)、二十四條通七丁目(番家號屋一、二四、八至自二二二五至自七八八)、二十四條通八丁目(番家號屋一、二四、九至自二二二五至自七八九)、二十四條通九丁目(番家號屋一、二四、一〇至自二二二五至自七九〇)、二十四條通十丁目(番家號屋一、二四、一一至自二二二五至自七九一)、二十四條通十一丁目(番家號屋一、二四、一二至自二二二五至自七九二)、二十四條通十二丁目(番家號屋一、二四、一三至自二二二五至自七九三)、二十四條通十三丁目(番家號屋一、二四、一四至自二二二五至自七九四)、二十四條通十四丁目(番家號屋一、二四、一五至自二二二五至自七九五)、二十四條通十五丁目(番家號屋一、二四、一六至自二二二五至自七九六)、二十四條通十六丁目(番家號屋一、二四、一七至自二二二五至自七九七)、二十四條通十七丁目(番家號屋一、二四、一八至自二二二五至自七九八)、二十四條通十八丁目(番家號屋一、二四、一九至自二二二五至自七九九)、二十五條通一丁目(番家號屋一、二五、二至自二二二五至自八〇〇)、二十五條通二丁目(番家號屋一、二五、三至自二二二五至自八〇一)、二十五條通三丁目(番家號屋一、二五、四至自二二二五至自八〇二)、二十五條通四丁目(番家號屋一、二五、五至自二二二五至自八〇三)、二十五條通五丁目(番家號屋一、二五、六至自二二二五至自八〇四)、二十五條通六丁目(番家號屋一、二五、七至自二二二五至自八〇五)、二十五條通七丁目(番家號屋一、二五、八至自二二二五至自八〇六)、二十五條通八丁目(番家號屋一、二五、九至自二二二五至自八〇七)、二十五條通九丁目(番家號屋一、二五、一〇至自二二二五至自八〇八)、二十五條通十丁目(番家號屋一、二五、一一至自二二二五至自八〇九)、二十五條通十一丁目(番家號屋一、二五、一二至自二二二五至自八一〇)、二十五條通十二丁目(番家號屋一、二五、一三至自二二二五至自八一一)、二十五條通十三丁目(番家號屋一、二五、一四至自二二二五至自八一二)、二十五條通十四丁目(番家號屋一、二五、一五至自二二二五至自八一三)、二十五條通十五丁目(番家號屋一、二五、一六至自二二二五至自八一四)、二十五條通十六丁目(番家號屋一、二五、一七至自二二二五至自八一五)、二十五條通十七丁目(番家號屋一、二五、一八至自二二二五至自八一六)、二十五條通十八丁目(番家號屋一、二五、一九至自二二二五至自八一七)、二十六條通一丁目(番家號屋一、二六、二至自二二二五至自八一八)、二十六條通二丁目(番家號屋一、二六、三至自二二二五至自八一九)、二十六條通三丁目(番家號屋一、二六、四至自二二二五至自八二〇)、二十六條通四丁目(番家號屋一、二六、五至自二二二五至自八二一)、二十六條通五丁目(番家號屋一、二六、六至自二二二五至自八二二)、二十六條通六丁目(番家號屋一、二六、七至自二二二五至自八二三)、二十六條通七丁目(番家號屋一、二六、八至自二二二五至自八二四)、二十六條通八丁目(番家號屋一、二六、九至自二二二五至自八二五)、二十六條通九丁目(番家號屋一、二六、一〇至自二二二五至自八二六)、二十六條通十丁目(番家號屋一、二六、一一至自二二二五至自八二七)、二十六條通十一丁目(番家號屋一、二六、一二至自二二二五至自八二八)、二十六條通十二丁目(番家號屋一、二六、一三至自二二二五至自八二九)、二十六條通十三丁目(番家號屋一、二六、一四至自二二二五至自八三〇)、二十六條通十四丁目(番家號屋一、二六、一五至自二二二五至自八三一)、二十六條通十五丁目(番家號屋一、二六、一六至自二二二五至自八三二)、二十六條通十六丁目(番家號屋一、二六、一七至自二二二五至自八三三)、二十六條通十七丁目(番家號屋一、二六、一八至自二二二五至自八三四)、二十六條通十八丁目(番家號屋一、二六、一九至自二二二五至自八三五)、二十七條通一丁目(番家號屋一、二七、二至自二二二五至自八三六)、二十七條通二丁目(番家號屋一、二七、三至自二二二五至自八三七)、二十七條通三丁目(番家號屋一、二七、四至自二二二五至自八三八)、二十七條通四丁目(番家號屋一、二七、五至自二二二五至自八三九)、二十七條通五丁目(番家號屋一、二七、六至自二二二五至自八四〇)、二十七條通六丁目(番家號屋一、二七、七至自二二二五至自八四一)、二十七條通七丁目(番家號屋一、二七、八至自二二二五至自八四二)、二十七條通八丁目(番家號屋一、二七、九至自二二二五至自八四三)、二十七條通九丁目(番家號屋一、二七、一〇至自二二二五至自八四四)、二十七條通十丁目(番家號屋一、二七、一一至自二二二五至自八四五)、二十七條通十一丁目(番家號屋一、二七、一二至自二二二五至自八四六)、二十七條通十二丁目(番家號屋一、二七、一三至自二二二五至自八四七)、二十七條通十三丁目(番家號屋一、二七、一四至自二二二五至自八四八)、二十七條通十四丁目(番家號屋一、二七、一五至自二二二五至自八四九)、二十七條通十五丁目(番家號屋一、二七、一六至自二二二五至自八五〇)、二十七條通十六丁目(番家號屋一、二七、一七至自二二二五至自八五一)、二十七條通十七丁目(番家號屋一、二七、一八至自二二二五至自八五二)、二十七條通十八丁目(番家號屋一、二七、一九至自二二二五至自八五三)、二十八條通一丁目(番家號屋一、二八、二至自二二二五至自八五四)、二十八條通二丁目(番家號屋一、二八、三至自二二二五至自八五五)、二十八條通三丁目(番家號屋一、二八、四至自二二二五至自八五六)、二十八條通四丁目(番家號屋一、二八、五至自二二二五至自八五七)、二十八條通五丁目(番家號屋一、二八、六至自二二二五至自八五八)、二十八條通六丁目(番家號屋一、二八、七至自二二二五至自八五九)、二十八條通七丁目(番家號屋一、二八、八至自二二二五至自八六〇)、二十八條通八丁目(番家號屋一、二八、九至自二二二五至自八六一)、二十八條通九丁目(番家號屋一、二八、一〇至自二二二五至自八六二)、二十八條通十丁目(番家號屋一、二八、一一至自二二二五至自八六三)、二十八條通十一丁目(番家號屋一、二八、一二至自二二二五至自八六四)、二十八條通十二丁目(番家號屋一、二八、一三至自二二二五至自八六五)、二十八條通十三丁目(番家號屋一、二八、一四至自二二二五至自八六六)、二十八條通十四丁目(番家號屋一、二八、一五至自二二二五至自八六七)、二十八條通十五丁目(番家號屋一、二八、一六至自二二二五至自八六八)、二十八條通十六丁目(番家號屋一、二八、一七至自二二二五至自八六九)、二十八條通十七丁目(番家號屋一、二八、一八至自二二二五至自八七〇)、二十八條通十八丁目(番家號屋一、二八、一九至自二二二五至自八七一)、二十九條通一丁目(番家號屋一、二九、二至自二二二五至自八七二)、二十九條通二丁目(番家號屋一、二九、三至自二二二五至自八七三)、二十九條通三丁目(番家號屋一、二九、四至自二二二五至自八七四)、二十九條通四丁目(番家號屋一、二九、五至自二二二五至自八七五)、二十九條通五丁目(番家號屋一、二九、六至自二二二五至自八七六)、二十九條通六丁目(番家號屋一、二九、七至自二二二五至自八七七)、二十九條通七丁目(番家號屋一、二九、八至自二二二五至自八七八)、二十九條通八丁目(番家號屋一、二九、九至自二二二五至自八七九)、二十九條通九丁目(番家號屋一、二九、一〇至自二二二五至自八八〇)、二十九條通十丁目(番家號屋一、二九、一一至自二二二五至自八八一)、二十九條通十一丁目(番家號屋一、二九、一二至自二二二五至自八八二)、二十九條通十二丁目(番家號屋一、二九、一三至自二二二五至自八八三)、二十九條通十三丁目(番家號屋一、二九、一四至自二二二五至自八八四)、二十九條通十四丁目(番家號屋一、二九、一五至自二二二五至自八八五)、二十九條通十五丁目(番家號屋一、二九、一六至自二二二五至自八八六)、二十九條通十六丁目(番家號屋一、二九、一七至自二二二五至自八八七)、二十九條通十七丁目(番家號屋一、二九、一八至自二二二五至自八八八)、二十九條通十八丁目(番家號屋一、二九、一九至自二二二五至自八八九)、三十條通一丁目(番家號屋一、三〇、二至自二二二五至自八九〇)、三十條通二丁目(番家號屋一、三〇、三至自二二二五至自八九一)、三十條通三丁目(番家號屋一、三〇、四至自二二二五至自八九二)、三十條通四丁目(番家號屋一、三〇、五至自二二二五至自八九三)、三十條通五丁目(番家號屋一、三〇、六至自二二二五至自八九四)、三十條通六丁目(番家號屋一、三〇、七至自二二二五至自八九五)、三十條通七丁目(番家號屋一、三〇、八至自二二二五至自八九六)、三十條通八丁目(番家號

旭川			
旭川市			
住宅部一級地帯	住宅部二級地帯	場末地帯	
八五〇	目（家屋自一三四至二三四）、九條通十四丁目（家屋自一至二五三、三四、三七、三八、四三、四四）、九條通十五丁目（家屋自五二九至三一三、三六）、十條通八丁目（家屋一、二二）、東一條二丁目、東二條二丁目、旭町三丁目（家屋自四九至五三）、旭町四丁目（家屋自一四、三六自四四至五一）、旭町五丁目（家屋自一二、四五自四九至六二）		
九〇〇	曙町（亀吉島を除く）、榮町西一、二、三、四丁目、新町、一、二、三、四、五丁目、宮下通二一、二二、二三、二四丁目及び二〇丁目の一部（住宅地一級地帯を除く）、一條通二一、二二、二三、二四丁目及び二〇丁目の一部（住宅地一級地帯を除く）、二條通二〇、二一、二二、二三、二四丁目、三條通二〇、二一、二二、二三、二四丁目、四條通一六、一七、一八、一九、丁目の一部（中心二級地帯を除く）及び二〇、二一、二二、二三、二四丁目、五條通一七、一八、一九、二〇、二一、二二、二三、二四丁目及び一六丁目の一部（住宅地一級地帯を除く）六條通三、四、一六、一七、一八、一九、二〇、二一丁目、七條通一六、一七、一八、一九、二〇丁目及び二一丁目の内家屋番號一、二、三、四、五、六、七、一〇、一一、一二、一三、一四、八條通一六、一七、一八、一九丁目、九條通七、八、九、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六、一七、一八、一九丁目の一部（中心部二級地帯及び住宅地一級地帯を除く）、一〇條自九丁目及び八丁目の一部（住宅地一級地帯を除く）、南一條通二〇、二一、二二、二三、二四、二五丁目、南二條通自二〇丁目、南三、四、五條通二〇丁目、本町一、二、三丁目、旭町自一丁目の一部（中心地二級地帯及び住宅地一級地帯を除く）、大町一、二、四、五、六丁目及び三丁目の一部（住宅地一級地帯を除く）、花咲町、金星町、東一條一、三丁目、東二條一、三丁目、東三條一、二、三丁目東四條一、二、三丁目、東五條一、二、三丁目、東六條一、二、三丁目、東七條一、二、三丁目、東八條一、二、三丁目、新旭川（但し二五、二六、二七、四九五〇地帯を除く）		
一、一〇〇	六條通至二三丁目（住宅地二級地帯を除く）、七條通自二一丁目至二三丁目（〃　　）、八條通自一九至二〇丁目（〃　　）、九條通自一九至二三丁目（〃　　）、一〇條通自一九至二三丁目（〃　　）、曙町、榮町、新町の一部（〃　　）南三條南四條自二一丁目至二五丁目、南五條自二一丁目至二六丁目、南六條南七條自一六丁目、大字永山の一部（住宅地一、二級地帯を除く）、近文町、緑町、川端町、北門町、旭町大町の一部（中心部二級、住宅地一二級地帯を除く）、第自一一區至六區		

旭川	旭川市	農村地帶	一、四〇〇	右以外の家屋
留萠	留萠市	集團部	九五〇	一坪當りの賃貸價格が一圓五〇錢を超える家屋
		村落部	一、三〇〇	〃　一圓五〇錢以下の家屋
稚內	稚內市	集團部	九五〇	一坪當りの賃貸價格が一圓五〇錢を超える家屋
		村落部	一、三〇〇	〃　一圓五〇錢以下の家屋
室蘭	室蘭市	中心部	八〇〇	大町、濱町、海岸町、千歲町、本町、（家屋自一八〇番號至二〇二）、幸町（家屋自一九自四二番號至二五至四八五〇、五一、五二、五九番）常盤町（家屋一、二、自四自二一自三二自三六、至一〇至二三至三三至三八）、泉町（家屋九、四二、四三、自四六自五六、至四八至六一）、輪西町（家屋五七七、五七八、五八番號三、五八四、五八九、六〇一、六〇二、六〇五、六〇六、六一一、六一二、六一六、六一七、六二三、六二四、六二八、六二九、六三〇、六三五、六三六、六四二、六四三、六四四、六四九、六五〇、六五六、六五七、六六〇、六六一、六六二）
		住宅部	九五〇	中心部及び村落部以外の區域
		村落部	一、四〇〇	陣屋町、高砂町、高平町、幌萠町、石川町、水元町、神代町、香川町、崎守町
苫小牧	苫小牧市	集團地	一、〇〇〇	錦町、大町、本町、榮町、綠町、王子町、表町、幸町、沼ノ端、山手町、本場町
		村落部	一、三〇〇	彌生町、旭町、、西町、濱町、元町
				集團地以外の家屋
北見	北見市	一級地帶	九五〇	一坪當り賃貸價格が三圓六〇錢を超える家屋
		二級地帶	一、〇〇〇	〃　一圓五〇錢を超え、三圓六〇錢以下の家屋
		三級地帶	一、二〇〇	〃　一圓五〇錢以下の家屋
網走	網走市	集團部	九五〇	一坪當りの賃貸價格が一圓五〇錢を超える家屋
		村落部	一、〇〇〇	〃　一圓五〇錢以下の家屋
釧路	釧路市	中心地	九五〇	北大通、末廣町、錦町、黑金町、南大通、大町、大川町、入舟町、港町
		住宅地	一、一〇〇	榮町、川上町、旭町、古川町、松浦町、幸町、浪花町、新町、濱町、寶町、米町
				仲濱町、南濱町、彌生町、浦見町、宮本町、富士見町、柏木町、千歲町、城山町
				住吉町、材木町、貝塚町、幣舞町、辨天ケ濱、知人町、千代ノ浦、紫雲臺、春採
				鳥取、共榮市街
		農村部	一、三〇〇	新富士町、大樂毛、別途前、春採、興津、櫻ケ岡、釜浦、桂戀、三津浦、武佐、
				鶴ケ岱、鳥取、共榮市街以外

帶廣		
帶廣市		
中心部	大通り南五丁目より南十五丁目まで、西一條南四丁目より南十三丁目まで、西二條南一丁目より南十二丁目まで、西三條南八丁目より南十二丁目まで、西四條南十丁目より南十一丁目まで、西五條南十丁目、東六條東五條南四丁目より南十五丁目まで、東四條南二丁目より南十五丁目まで、東三條東二條東一條の南二丁目より南十九丁目まで	九〇〇
住宅部	大通西一條の北一丁目より南十九丁目まで（但し中心部を除く） 西二條、北二丁目より南十五丁目まで（但し中心部を除く） 西三條、西四條、西五條の北一丁目より南十五丁目まで（但し中心部を除く） 西六條南九丁目より南十五丁目まで、錄ケ丘集團部	一、〇〇〇
場末部	東九條、東八條の南五丁目より南十七丁目まで、東七條、南四丁目より南十七丁目まで、東六條、東五條の南十六丁目より南十七丁目まで、東四條、東三條、東二條、東一條、大通西一條の北二丁目より南二十四丁目まで（但し住宅部を除く）、西二條北三丁目より南二十四丁目まで（但し住宅部を除く）、西三條西四條、西五條、西六條の北四丁目より南二十四丁目まで（但し住宅部を除く）、西七條北四丁目より南十三丁目まで、西八條北四丁目より南九丁目まで、西二十三條南一丁目（伏古集團部） 右以外の區域	一、一〇〇
村落部		一、五〇〇

所轄署名	札幌	石狩
郡名	札幌郡	札幌郡	石狩郡	厚田郡	千歳郡
適用地帶(階級)名	集團部一級地帶	〃二級〃	村落部一級〃	〃二級〃	集團部一級〃	〃二級〃	村落集團部	村落集團部	村落集團部
倍數	一、〇〇〇								
適用地帶の區域名	豐平町	琴似町、手稻村	江別町	琴似町、札幌村	手稻村、篠路村、廣島村、江別町	當別町	石狩町	當別町、石狩町、新篠津村	厚田村	〃	惠庭村、千歳村	〃	〃
	一、一〇〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇	一、〇〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、二〇〇

函館	龜田郡	集團部一級地帶	一、〇五〇	戸井村、尻岸内村、椴法華村	
		〃 二級	一、〇〇〇	龜田村	
		〃 三級	一、一〇〇	銭亀澤村	
		村落部一級	一、一〇〇	戸井村、尻岸内村、椴法華村	
		〃 二級	一、三〇〇	龜田村、銭亀澤村	
渡島	龜田郡	集團部一級地帶	一、〇五〇	大野村	
		〃 二級	一、〇〇〇	七飯村	
	茅部郡	村落部一級	一、三〇〇	七飯村、大野村	
		〃 二級	一、〇〇〇	臼尻村、尾札部村	
		集團部二級	九五〇	鹿部村	
	上磯郡	村落部一級	二、一〇〇	臼尻村、尾札部村、鹿部村	
		集團部一級	二、一〇〇	木古内町	
		〃 二級	一、〇〇〇	上磯町、茂別村、知内村	
	松前郡	村落部一級	一、二〇〇	〃 〃 木古内町	
		集團部一級	一、二〇〇	福島町、松前町	
		〃 二級	一、一〇〇	吉岡村	
		〃 三級	八五〇	大澤村、小島村、大島村	
		村落部	一、二〇〇	福島町、吉岡町、大澤村、松前町、小島村、大島村	
江差	檜山郡	集團部一級地帶	八三〇	森町	
		村落部一級	九五〇	砂原村	
	爾志郡	集團部一級	九〇〇	落部村	
		村落部一級	一、一〇〇	森町、砂原村、落部村	
		集團部二級	一、〇〇〇	江差町、上ノ國村、泊村、厚澤部村	
		村落部一級	一、二〇〇	〃 〃 〃	
		集團部二級	九五〇	乙部村、熊石村	
	久遠郡	村落部一級	一、一〇〇	〃 〃	
		集團部一級	九五〇	久遠村	
		村落部一級	一、一〇〇	〃 貝取澗村	
	奥尻郡	集團部一級	八五〇	奥尻村	
		村落部一級	一、一〇〇	〃	
八雲	茅部郡	集團部一級地帶	九〇〇	戸井村、尻岸内村、椴法華村	
		〃 二級	一、〇〇〇	龜田村	
		〃 三級	一、一〇〇	銭亀澤村	
		村落部	一、三〇〇	龜田村、銭亀澤村	

八雲	壽都	小樽	余市	
山越郡	壽都郡	忍路郡	余市郡	
太櫓	島牧	磯谷	古平	積丹
瀬棚郡	歌棄郡		美國郡	
集團部	集團部一級地帶		集團部一級地帶	
村落部	村落部二級〃		村落部二級〃	
八八〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	
一、一〇〇	一、〇〇〇		一、二〇〇	
九〇〇	一、三〇〇		一、三〇〇	
七〇〇	九〇〇		一、〇〇〇	
一、一〇〇	八〇〇		一、三〇〇	
一、一〇〇	一、一〇〇		一、〇〇〇	
	一、三〇〇		一、三〇〇	
	一、〇〇〇		一、〇〇〇	
	九五〇		一、〇〇〇	
	一、〇〇〇		一、三〇〇	
	一、三〇〇		一、〇〇〇	
八雲町、長万部町	壽都町、檜岸村	鹽谷村	余市町、赤井川村	
〃 〃	黒松内村		大江村	
今金町、東瀬棚村	壽都町、檜岸村、黒松内村		余市町、大江村、赤井川村	
瀬棚町	東鳥牧村		古平町	
今金町、東瀬棚村、瀬棚町	西鳥牧村		〃	
大檜村	東鳥牧村、西鳥牧村		美國町	
	熱郛村		〃	
	歌棄村		入舸村、余別村	
	熱郛村、歌棄村		〃 〃	
	南尻別村			
	磯谷村			
	南尻別村、磯谷村			

倶知安	虻田郡	集團部	一、〇〇〇	倶知安町、京極村、狩太町、留壽都村、喜茂別村、眞狩村
		村落部	一、三〇〇	〃 〃 〃 〃 〃 〃
	岩内郡	集團部一級地帶	九〇〇	岩内町
		〃 二級地帶	一、一〇〇	前田村、島野村、小澤村、發足村
		村落部	一、三〇〇	岩内町、前田村、島野村、小澤村、發足村
	古平郡	集團部	九五〇	泊村、神惠内村
		村落部	一、三〇〇	〃 〃
岩見澤	夕張郡	集團部一級地帶	一、〇〇〇	栗山町、長沼村
		〃 二級〃	一、一〇〇	由仁村
		村落部	一、五〇〇	栗山町、由仁村、長沼村
	空知郡	集級部一級地帶	一、〇〇〇	三笠町
		〃 二級〃	一、一〇〇	栗澤町
		村落部	一、五〇〇	三笠町、栗澤町、幌向村、北村
	樺戸郡	集團部	一、一〇〇	月形村、浦臼村
		村落部	一、五〇〇	〃 〃
瀧川	空知郡	集團部一級地帶	九〇〇	瀧川町、江部乙村
		〃 二級〃	一、〇〇〇	砂川町、赤平町、上砂川町、歌志内町、奈井江町
		〃 三級〃	一、一〇〇	芦別町
		村落部	一、三〇〇	瀧川町、江部乙村、砂川町、赤平町、上砂川町、歌志内町、奈井江町、芦別町
	樺戸郡	集團部	一、一〇〇	新十津川村
		村落部	一、三〇〇	〃
	濱益郡	集團部	一、〇〇〇	濱益村
		村落部	一、二〇〇	〃
石狩深川	雨龍郡	集團部一級地帶	八五〇	深川町
		〃 二級〃	九〇〇	一已村、村妹背牛村
		〃 三級〃	一、〇〇〇	沼田町、納内村、秩父別村、多度志村、北龍村、雨龍村、幌加内村
		村落部	一、五〇〇	深川町、一已村、妹背牛村、納内村、秩父別村、沼田町、多度志村、北龍村、雨龍村、幌加内村
	空知郡	〃	一、三〇〇	音江村

旭川	上川郡	集團部	一級地帶	一、一〇〇	東鷹栖村、鷹栖村
		落部	二級〃	一、四〇〇	〃〃 江丹別村
	上川郡	集團部	一級地帶	一、一〇〇	神樂村、美瑛町、上川村、東川村
			二級〃	一、二〇〇	神居村、永山村、東旭川村、當麻村、愛別村、比布村
			三級〃	一、三〇〇	東神樂村
		村落部	一級〃	一、四〇〇	神樂村、東神樂村、東旭川村、永山村
			二級〃	一、三〇〇	美瑛町、東川村、鷹栖村、神居村、當麻村、比布村、愛別村、上川村
富良野	空知郡	集團地	一級地帶	一、〇〇〇	富良野町
		〃	二級〃	一、一〇〇	上富良野村、中富良野村、南富良野村 山部村、東山村
	勇拂郡	村落部		一、三〇〇	富良野町、南富良野村、中富良野村、山部村、東山村、上富良野村
				一、一七〇	占冠村
名寄	上川郡	集團部	一級地帶	九〇〇	名寄町
			二級〃	一、〇〇〇	士別町
			三級〃	一、一〇〇	風連村、上士別村、朝日村、和寒村、多寄村、劍淵村、下川町
		村落部		一、三〇〇	名寄町、士別町、溫根別村、風連村、上士別村、朝日村、和寒村、多寄村、劍淵村、下川町
	中川郡	集團部	一級地帶	一、〇〇〇	美深町
			二級〃	一、一〇〇	智惠文村、當麻村、中川村
		村落部		一、三〇〇	美深町、智惠文村、當麻村、中川村
留萌	留萌郡	集團部	一級地帶	一、一〇〇	小平村、鬼鹿村
			二級〃	一、三〇〇	〃〃
	增毛郡	村落部		一、一〇〇	增毛町、
		集團部		一、三〇〇	〃
	苫前郡	村落部		九七〇	初山別村、燒尻村
		集團部	一級地帶	一、一〇〇	苫前町、羽幌町
			二級〃	一、三〇〇	苫前町、羽幌町、初山別村、天寶村、燒尻村
稚内	宗谷郡	集團部	一級地帶	一、一〇〇	猿拂村
			二級〃	一、〇〇〇	宗谷村
		村落部		一、三〇〇	猿拂村、宗谷村
	枝幸郡	集團部	一級地帶	一、一〇〇	枝幸町